



美濃加茂市地域強靱化計画

～ 自助・共助・公助 による強靱な地域づくり ～

(案)



〈目次〉

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	2

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化の理念	3
2 基本目標	4
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	4

第2章 美濃加茂市の地域特性等

1 地理的・地形的特性	5
2 気候的特性	6
3 社会経済的特性	7

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水	14
2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）	21

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	24
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	24
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	26

はじめに

1 計画策定の趣旨

2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、2014年（平成26年）6月に国土強靱化に関する国の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国計画」という。）」が策定されました。

その後、岐阜県においても国計画を踏まえ、本県並びに他県の災害から得られた教訓や直近の内陸直下型地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果に基づき、2020年（令和2年）3月に「第2期岐阜県強靱化計画（以下「県計画」という。）」が策定されました。

本市では、「美濃加茂市防災ガイド」によりハザードマップ、避難施設（避難所）一覧、風水害・地震への備えなどを市のホームページに掲載し、災害の基本知識、災害から身を守る方策や日頃からの備え、避難情報・緊急情報などの情報を提供するとともに、特に美濃加茂市地域防災計画において、市、防災関係機関、市民、事業者の発災前後の取組の基本姿勢や基本的な役割を定めています。

美濃加茂市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、国・県計画等との調和を図りながら、いかなる自然災害等が起こっても致命的なダメージを回避し、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、強く、しなやかな美濃加茂市の実現を目指すために策定するものです。



写真：昭和58年9月28日の豪雨災害

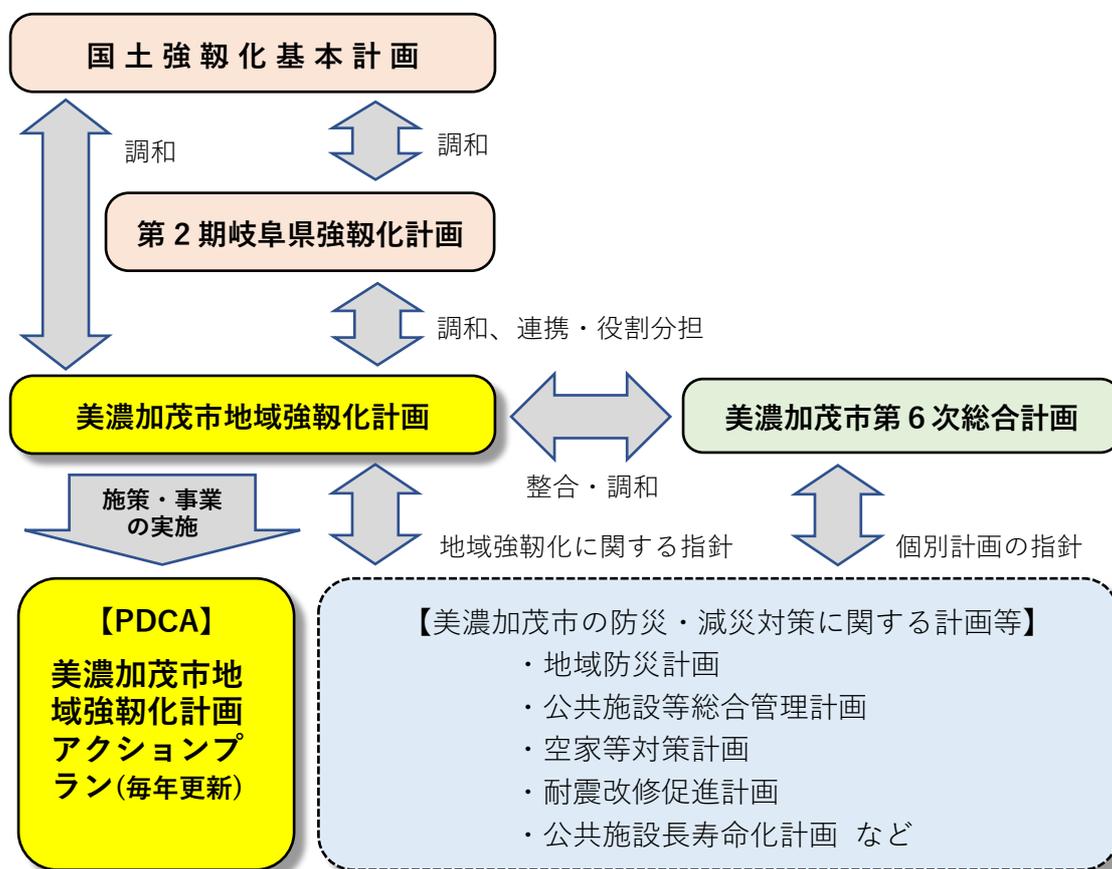
2 計画の性格

本計画は、基本法第13条に基づく「地域計画」であり、美濃加茂市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

なお、本計画は、「美濃加茂市第6次総合計画」等との整合・調和を図りつつ、強靱化に関する計画については本計画を指針とし、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととします。

また、強靱化に資する詳細な施策・事業については、本計画に示す推進方針を踏まえながらアクションプランとしてとりまとめ、毎年度終了ごとに進捗状況を確認しながら確実かつ計画的に推進していきます。

■美濃加茂市地域強靱化計画の位置づけ



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化の理念

本市は、市域北部の御殿山（標高約 560m）から南部の JR 美濃太田駅周辺市街地（標高 62m～67m）や加茂川沿いの水田地帯（標高約 60m）まで変化に富んだ地形を有し、木曾川、飛騨川や加茂川、川浦川、甘屋川などの河川に代表される自然は、本市の豊かな暮らしや文化を育んできました。その一方で、古くから、多くの災害に見舞われるも、治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、安全で安心して暮らせるまちを目指してきました。

人口は増加傾向が継続していますが、増加率は低下傾向にあります。また、外国人市民の割合は約 9.3%（令和 2 年 6 月）となっており、増加傾向にあります。今後、人口が減少傾向に転じ、地域防災力・活動力の低下が懸念される中において、災害に強い地域づくりを次の世代へ引き継いでいくために、豪雨災害や地震災害といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

豪雨災害では、昭和 58 年に起きた 9・28 豪雨災害や昭和 43 年の 8・17 集中豪雨など大規模な豪雨災害を経験していますが、近年、各地で起きている浸水災害や豪雨災害の頻発、激甚化が今後進むことが予想され、地震災害でも南海トラフ地震や内陸直下型地震が想定されています。

また、直近では新型コロナウイルス感染拡大の防止のための取組が進められていますが、災害時における感染症対策も大きな課題となる可能性があります。

近年、特に激化する気象災害や感染症被害などの様相を踏まえ、「公助」に過度に依存した対策には限界が指摘されており、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうるとの前提に立って、「自助」、「共助」による高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や、避難所の運営支援を行うなど「共助」の力を強化していく必要があります。

他方で、「公助」に課せられた責務も重大となっており、災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が人命の救出・救助を最優先にその力を総動員し被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者に寄り添った支援と速やかな復旧・復興に全力を挙げてあたるのが責務です。

「自助」「共助」「公助」の考えのもと、強靱化の取組を市民や事業者とともに推進し、本市の持続的成長、地域の発展につなげていく必要があります。

2 基本目標

国計画及び県計画に掲げられた基本目標を踏まえ、『自助・共助・公助による強靱な地域づくり』を将来像に定め、次の4つを本計画の基本目標とします。

【基本目標】

- 1) 人命の保護が最大限図られること。
- 2) 都市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 4) 迅速な復旧復興に資すること。

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・今後予測される人口減少や外国人市民の増加など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態の発生も念頭に置いて取組にあたること
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員、建設業、医療、介護といった地域の安全・安心を担う人材や地域ボランティアの育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組にあたること

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること
- ・地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図ること
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること

第2章 美濃加茂市の地域特性等

1 地理的・地形的特性

本市は、北部は山に南部は川に囲まれており、市域北部（伊深町・三和町）は山地の谷あいには農地があり、中部（山之上町・蜂屋町）は比較的なだらかな台地で梨、柿等の樹園地が形成され、岐阜県が1955年（昭和30年）に本市を工場適地として選定・紹介したことから、本市への工場誘致が推進され、製造業が盛んとなり工業団地が立地しています。

市域南部（市道山手線以南）は肥沃な低地である濃尾平野北東部の木曾川河岸段丘群に中心市街地を取り囲むように水田と畑地が広がり、低地部に人口が集中しています。また、土砂災害のおそれのある区域が多数存在しています。

災害履歴をみると、木曾川、加茂川などの河川の増水による浸水被害がみられます。

なお、市域には活断層が確認されていないものの、濃尾断層帯をはじめ長良川上流断層帯などの活断層が確認されており本市への影響が懸念されています。

■岐阜県内の主要断層帯



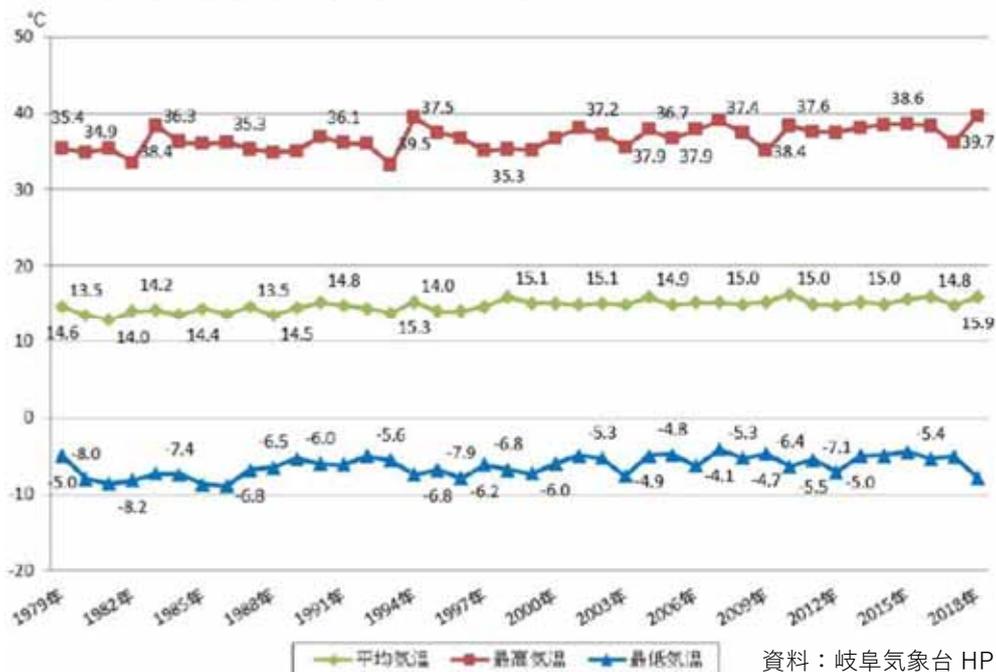
資料：第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

2 気候的特性

概ね過去 40 年間の傾向を見ると、本市の平均気温は約 15°C で、最高約 40°C、最低約 -5°C です。年間降水量は約 1,050～2,500 mm となっています。

近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない気象条件となっています。

① 平均気温・最高気温・最低気温の経年推移



② 年間降水量の経年推移

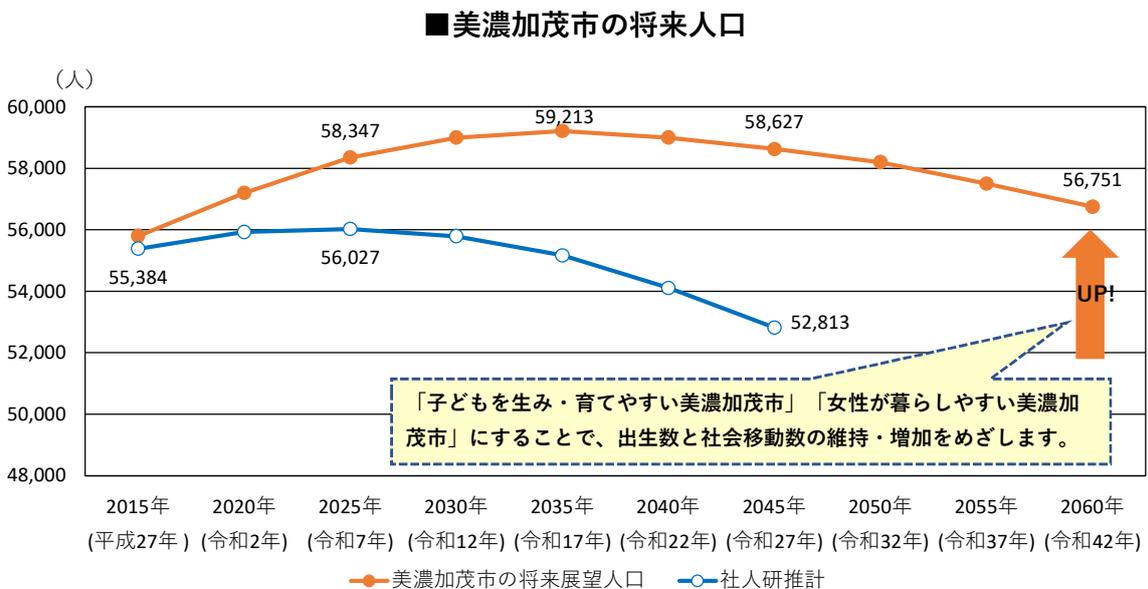
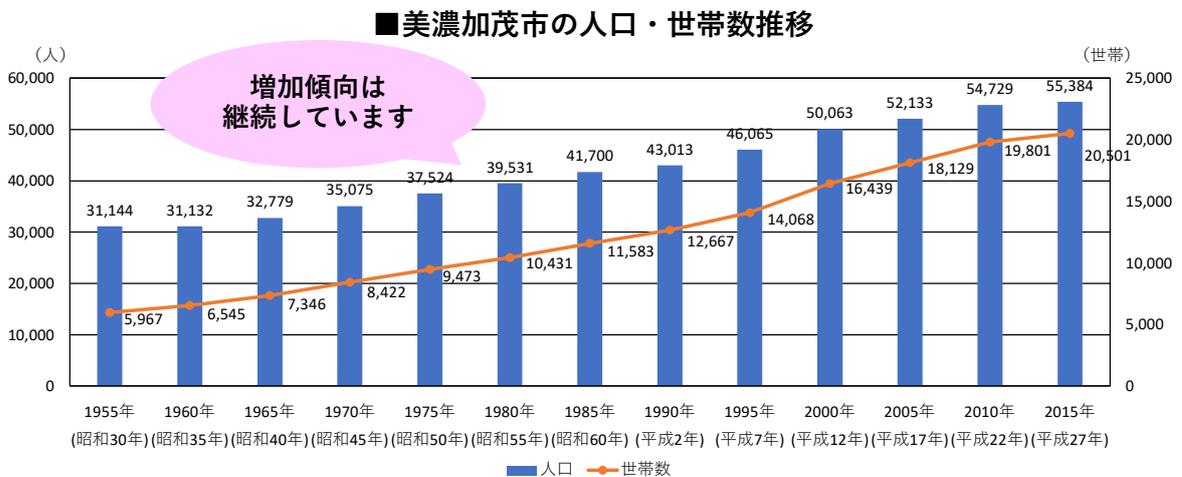


3 社会経済的特性

(1) 人口

① 将来人口の推計

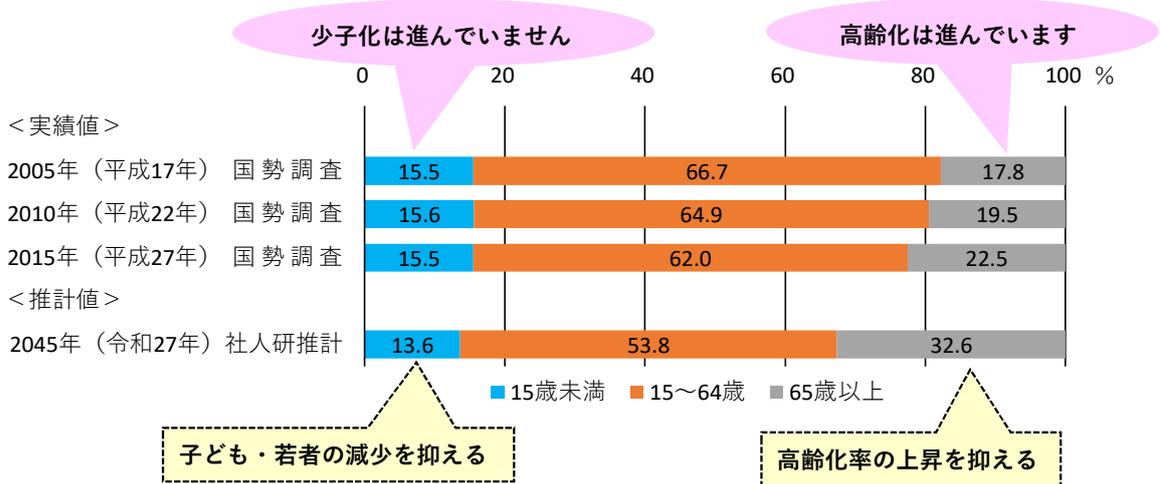
本市の2015年（平成27年）の人口・世帯数は55,384人（20,501世帯）で、1960年（昭和35年）以降、増加傾向にあります。近年は以前に比べ緩やかな増加となっており、美濃加茂市人口ビジョンでは2035年（令和17年）、国立社会保障・人口問題研究所推計（以下「社人研」という。）では2025年（令和7年）をピークに減少すると見込まれています。



②年齢3区分別人口の推計

65歳以上の人口は、2005年（平成17年）から2015年（平成27年）の10年間で17.8%から22.5%増加し22.5%となっています。社人研の将来推計では、2045年（令和27年）には32.6%と高齢化の進展が予測されます。

■年齢3区分別人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所

③地域別人口の推移

本市は、太田、古井、山之上、蜂屋、加茂野、伊深、三和、下米田の8つの地域に区分されます。

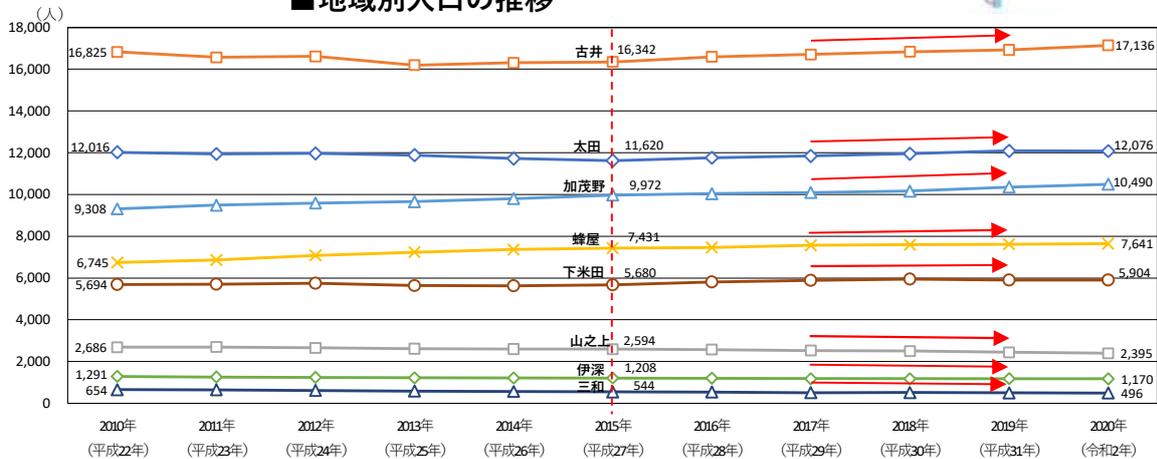
近年（平成27年以降）における地域別人口の推移は、太田、古井、蜂屋、加茂野、下米田地域では増加傾向を示していますが、山之上、伊深、三和地域の市北部地域では減少傾向にあります。

蜂屋地域と加茂野地域での人口増加の要因は、蜂屋地区では区画整理事業による宅地開発による人口増であり、加茂野地域では民間の宅地開発により人口が増加しています。

■近年の地域別人口の推移



■地域別人口の推移

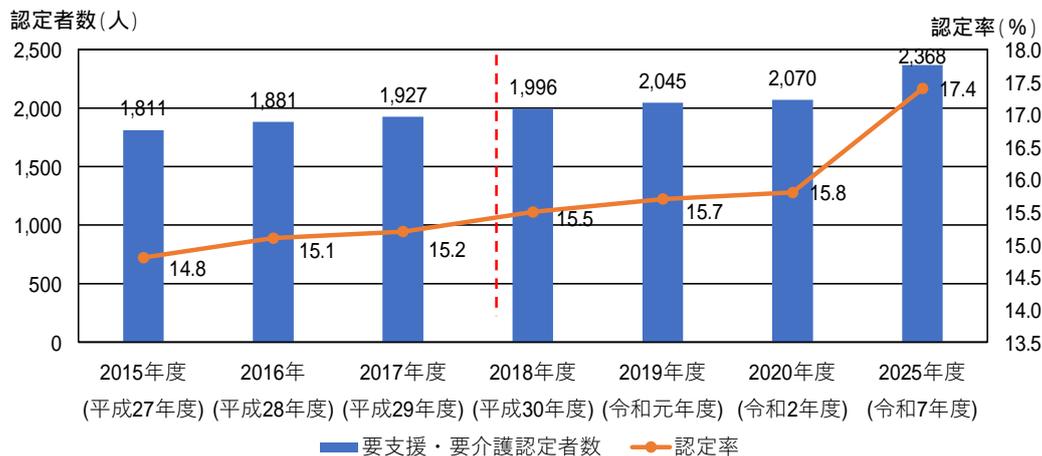


資料：美濃加茂市統計書、市民課データ

④要支援・要介護人口の推計

要支援・要介護の認定者数は、2017年度（平成29年度）現在1,927人（1号被保険者に対する認定率15.2%）となっており、その後も増加し2025年度（令和7年度）には約2,400人となり、認定率は17.4%と見込まれます。

■要支援・要介護人口の推計

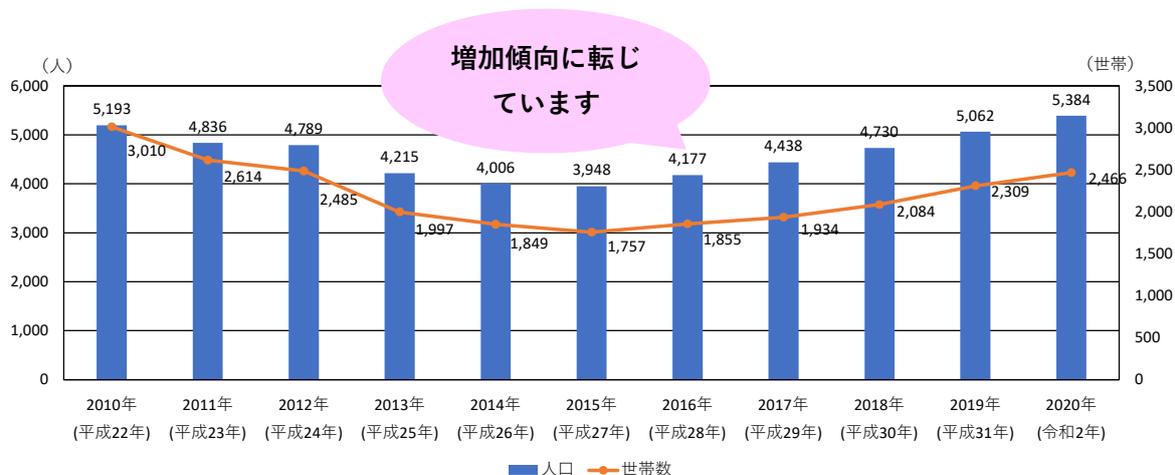


資料：美濃加茂市高齢者福祉計画介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

⑤外国人人口の推移

外国人人口は、2009年（平成21年）以降減少傾向をたどりましたが、2015年（平成27年）を境に増加に転じ、2019年（平成31年）現在5,062人（2,309世帯）となっています。

■外国人人口の推移

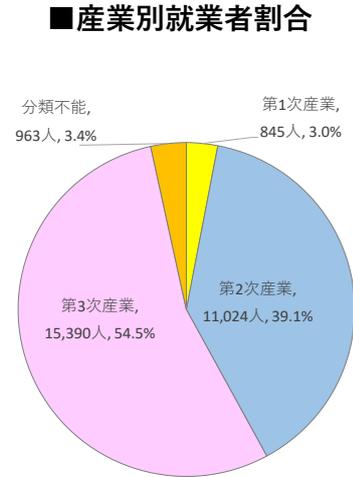


資料：資料：美濃加茂市統計書、市民課データ

(2) 産業

①産業別就業者数

本市の産業別就業者割合をみると、第1次産業従業者割合が3.0%、第2次産業従業者割合が39.1%、第3次産業従業者割合54.5%となっています。

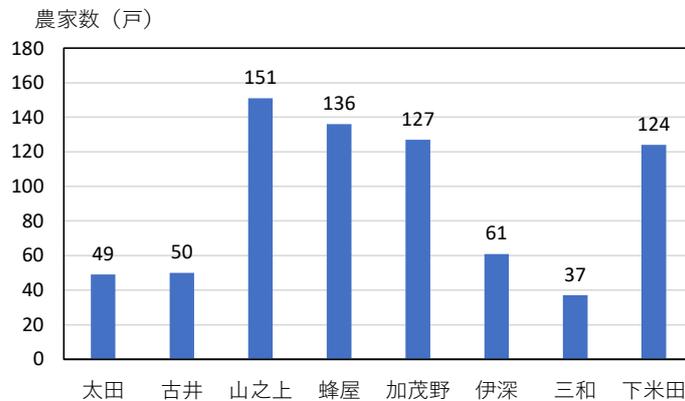


資料：平成27年国勢調査

②農業

本市の総農家数は、2015年（平成27年）現在735戸で、各地域の農家数をみると、山之上の151戸、蜂屋の136戸、加茂野の127戸、下米田の124戸などが多くなっています。

■地域別農家数（平成27年）



資料：農林業センサス（平成27年）

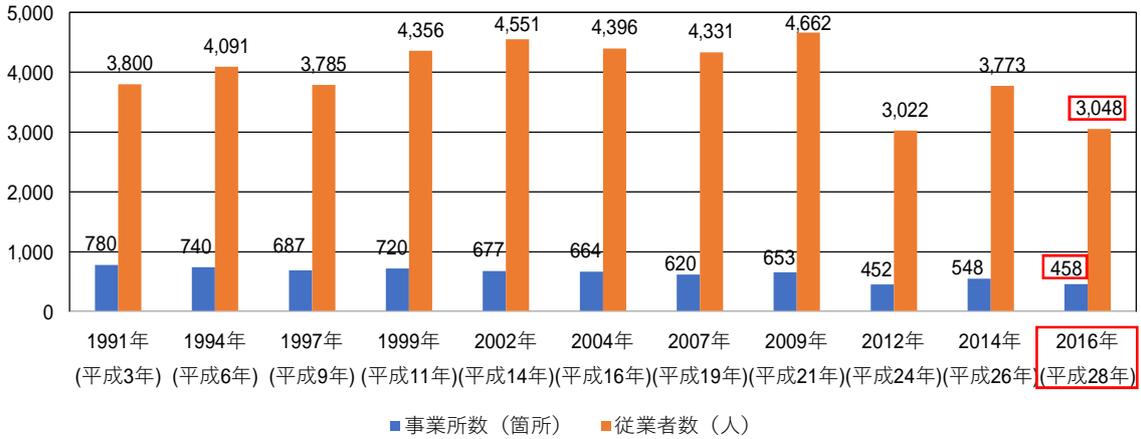
③商業

本市の2016年（平成28年）の事業所数は458箇所、従業者数は3,048人となっています。（次頁図参照）

年間商品販売額は2012年（平成24年）以降、増加傾向にあります。事業所数は1991年（平成3年）以降減少傾向となっており、従業者数は2009年（平成21年）をピークに減少しています。

■ 商業の推移

事業所数（箇所）、従業者数（人）

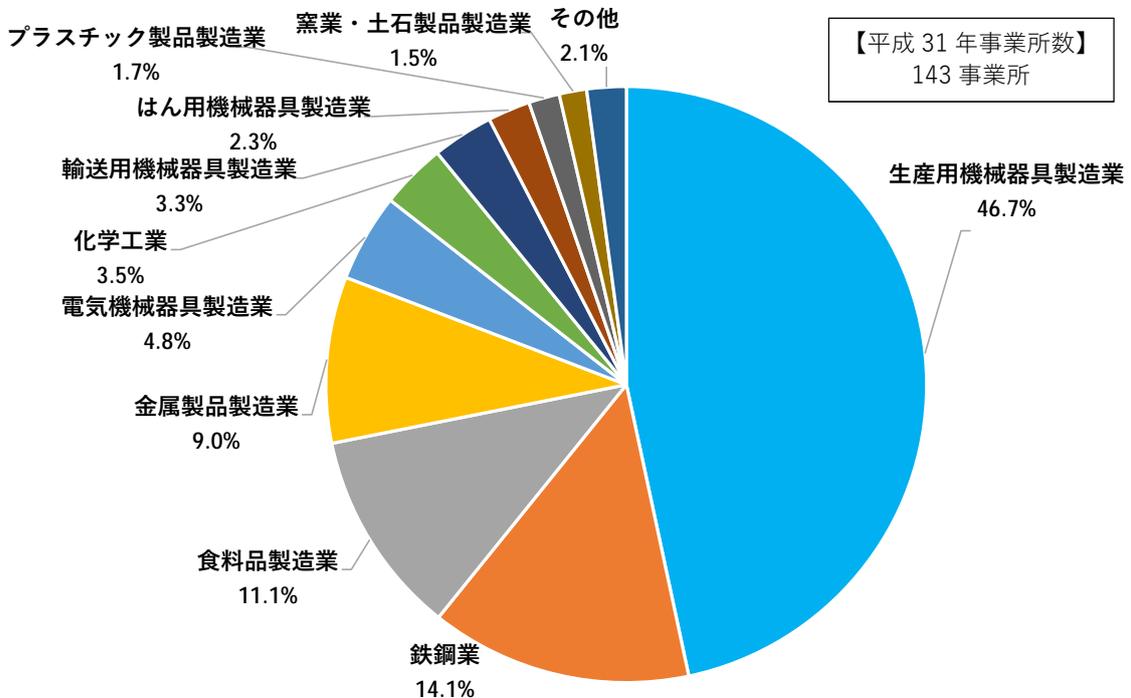


資料：平成 29 年商業統計調査、経済センサス

④ 工業

本市の製造品出荷額等の構成をみると、生産用機械器具製造業が約 5 割を占め、日本経済を支えるモノづくり中部のサプライチェーンを構成する企業が集積しています。

■ 製造品出荷額等の構成



注：製造品出荷額等の秘匿値業種を除く割合

資料：平成 31 年工業統計調査

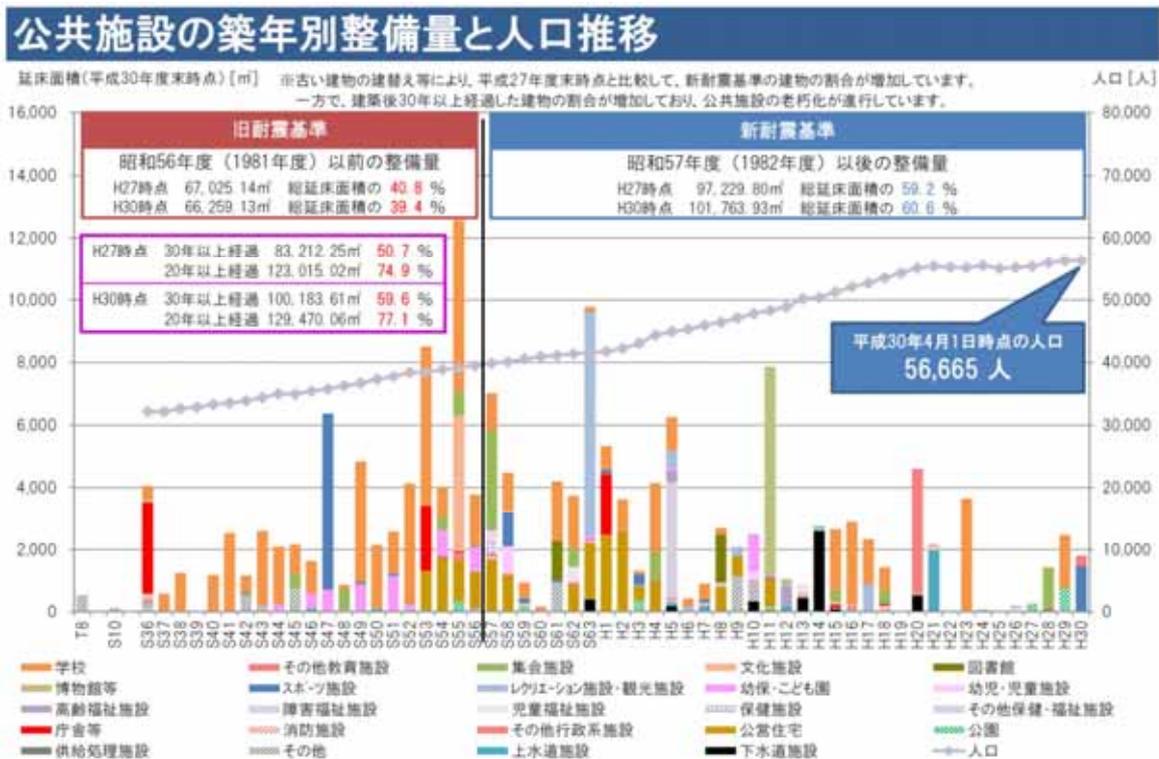
(4) 建物

①公共施設の老朽化状況

本市の公共施設は、2018年（平成30年）時点で庁舎を含めた約4割が旧耐震基準、約6割が新耐震基準で建設されており、2015年（平成27年）と比較すると古い建物の建替え等により新耐震基準の建物割合は徐々に増加しています。

一方、築20年以上経過した公共施設は全体の約8割を占め、そのうち築30年以上を経過した施設は全体の約6割を占める状況であり、一斉に大規模修繕や建替え時期を迎えることとなることから、公共施設の老朽化の対策は大きな課題と言えます。

■公共施設の築年別整備量と人口推移



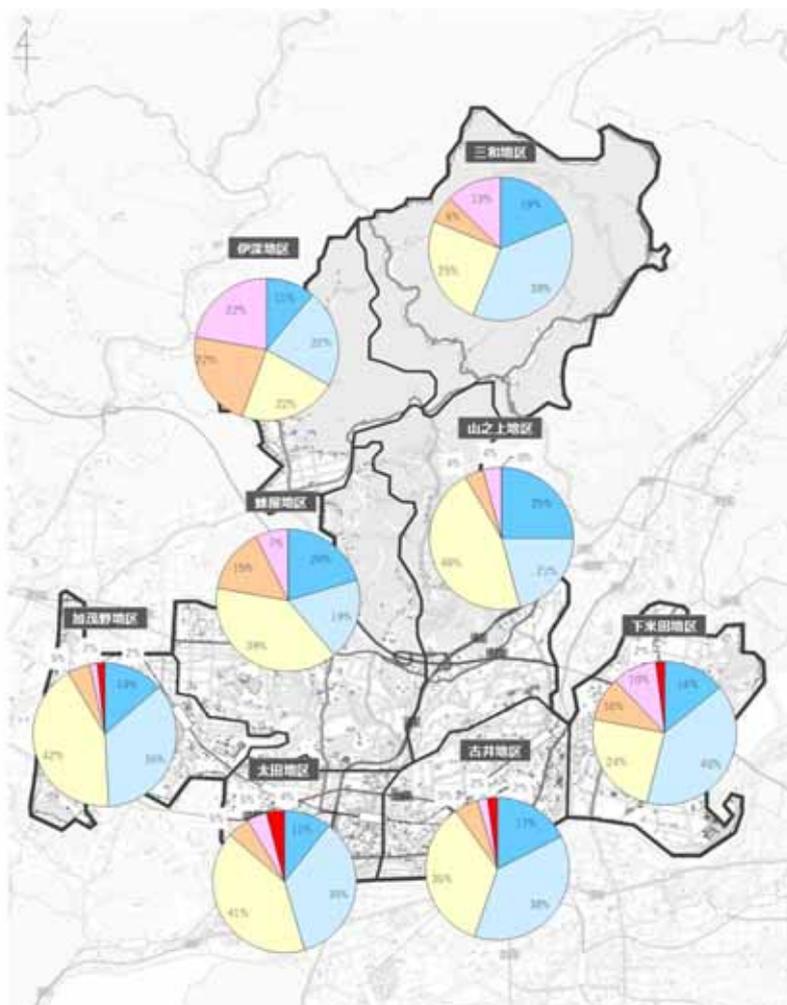
資料：美濃加茂市公共施設等類型別カルテ（公共施設白書）令和2年3月

②空家の地域別状況

空家等件数は、古井地域が最多で223件、次いで太田地域の198件となっており、太田地域、古井地域の人口が密集する地域で空家等が多い状況です。また、人口密集地での空家等の特徴としては、敷地が狭く駐車場がない空家等が多くなっています。適正な管理がされていないために放置すると危険となる「総合評価F」（特定空家の候補）の空家等は15件あり、8件が太田地域に集中しています。

■地域別空家等の状況（総合判定）

	太田		古井		山之上		蜂屋		加茂野		伊深		三和		下米田		市全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	21	11%	39	17%	6	25%	11	20%	8	14%	1	11%	3	19%	7	14%	96	15%
B	69	35%	84	38%	5	21%	10	19%	21	36%	2	22%	6	38%	20	40%	217	34%
C	81	41%	78	35%	11	46%	21	39%	25	42%	2	22%	4	25%	12	24%	234	37%
D	10	5%	12	5%	1	4%	8	15%	3	5%	2	22%	1	6%	5	10%	42	7%
E	9	5%	5	2%	1	4%	4	7%	1	2%	2	22%	2	13%	5	10%	29	5%
F	8	4%	5	2%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%	1	2%	15	2%
合計	198	100%	223	100%	24	100%	54	100%	59	100%	9	100%	16	100%	50	100%	633	100%



- 【評価】**
- A：適正に管理され健全である
 - B：利活用を検討できる
 - C：適正な管理をする利用者が必要である
 - D：適正な管理を促して放置されないようにする必要がある
 - E：このまま放置すると危険になる
 - F：対策が必要である（特定空家等候補）

資料：美濃加茂市空家実態調査（令和元年度）

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において過去にも多くの被害を受けた風水害や渇水、発生が危惧される南海トラフ地震を始めとする巨大地震などの自然災害を想定します。

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水

本市においては、「伊勢湾台風災害（S34）」、「8.17 集中豪雨（S43）」、「9.28 災害（S58）」など豪雨等による土砂災害・風水害等が発生しています。

近年では、加茂川が内水氾濫した「9.20 台風 15 号（H23）」、記録的な大雨を観測した「7.5 集中豪雨（H30）」、長期間の停電が生じた「9.3 台風 21 号（H30）」などの風水害被害や、局地的豪雨が頻発する一方で降水日数や積雪量の減少に伴う渇水被害も経験しており、今後も風水害や渇水等の自然災害による甚大な被害の発生が懸念されます。

■発生した甚大な風水害等（●市内の災害、◇災害の状況）

発生日	被害等の概要
昭和10年6月29日	●床上浸水70戸、床下浸水86戸 ◇木曾川が増水し、太田町にて浸水被害。救助船5隻出動。
昭和13年7月5日	●床上浸水518戸 ◇木曾川の洪水により、浸水被害が発生。
昭和34年9月26日 （伊勢湾台風）	●死者6人、行方不明者1人、重軽傷66人、全壊住宅194戸、半壊住宅475戸 ◇気象観測史上最大の台風。全国において、死者5,098人、建物被害89,839件
昭和36年6月27日	●床上浸水218戸、床下浸水102戸 ◇集中豪雨で木曾川が大洪水となる。災害救助法の適用を受ける。
昭和36年9月16日 （第2室戸台風）	●負傷者1人、住宅全壊2戸、住宅半壊18戸、非住家全壊65戸、非住家半壊52戸 ◇市内の瞬間風速42mを記録し、伊勢湾台風に次ぐ暴風雨となった。
昭和39年9月25日 （台風20号）	●住宅半壊2戸、床上浸水19戸、床下浸水31戸、非住家17戸 ◇市内の最大瞬間風速は33mとなり、住宅や道路等に大きな被害をもたらした。
昭和42年7月10日	●床上浸水81戸、床下浸水369戸 ◇豪雨のため浸水被害が発生。
昭和43年8月17日 （8.17集中豪雨）	●死者7人、重軽傷9人、全壊住宅13戸、半壊住宅20戸 ◇総雨量が387mmとなり、の山間部で山崩れや河川が氾濫した。
昭和45年6月15日	●床上浸水21戸、床下浸水132戸 ◇豪雨により木曾川が氾濫し、太田町を中心に浸水被害が出る。
昭和58年9月28日 （9.28災害）	●死者1人、被災者総数6,196人、床上・床下浸水2,593戸 ◇過去の記録にもない大洪水となり、市総世帯数の約15%が浸水被害にあった。
平成12年9月11日 （東海豪雨）	●床上浸水2戸、床下浸水2戸 ◇1時間の降雨量40mm。草笛町、加茂川町を中心に浸水被害等をもたらす。

■発生した甚大な風水害等 (●市内の災害、◇災害の状況)

発生日	被害等の概要
平成21年7月26日	●床下浸水5戸（蜂屋、伊深、三和）、土砂崩壊13件（山之上、蜂屋、三和） ◇集中豪雨により、床下浸水や土砂災害などの被害が発生した。
平成22年7月15日 （7.15豪雨災害）	●床上浸水1戸、床下浸水13戸 ◇岐阜県南部を中心に局地的豪雨、可児市・八百津町で死者、行方不明者6名
平成23年9月20日 （台風15号）	●床上浸水9戸、床下浸水4戸、非住家浸水被害7戸 ◇加茂川があふれ浸水被害が発生。総雨量は231mmを記録。
平成29年7月14日	●床上浸水1戸、床下浸水3戸、土砂崩壊22件（山之上、蜂屋） ◇災害の状況】12日から200mm超、1時間に80mm超の雨により、浸水や土砂災害等が発生した。
平成30年7月4日 （台風7号大雨）	●木曽川流域大雨による飛騨川濁水発生に伴い、太田、古井、下米田、牧野地区の給水停止
平成30年7月5日 （7月集中豪雨）	●木曽川河川敷各公園の土砂堆積・浸食、水道の断水 ◇3日から8日までの総雨量は多いところで330mm、木曽川今渡の水位は最高で7.99m。県内の被害甚大なため災害救助法の適用を受ける。
平成30年9月3日 （台風21号）	●軽傷者1人、住家の一部破損約23棟、非住家の一部破損8件、長期間の停電 ◇最大風速16.7m/s、最大瞬間風速29.6m/s等の強風による被害が多発した。

資料：美濃加茂市地域防災計画資料編（平成25年3月作成、令和2年3月改定）

■昭和43年8月17日の集中豪雨



土砂災害により建物が半壊した
龍安寺（伊深町）



不明者の捜索活動
（三和町川浦）



濁流で土台が流された当時の
三和連絡所（三和町川浦）

写真：広報みのかも8月号

■昭和58年9月の大洪水（床上浸水）



資料：昭和58年災害の記録（国土交通省）

■美濃加茂市の浸水範囲（昭和 58 年 9 月 28 日）



資料：昭和 58 年災害の記録（国土交通省）

■平成 23 年 9 月の加茂川の内水はん濫



資料：美濃加茂市ハザードマップ

■平成 30 年 7 月の集中豪雨（木曾川）



資料：美濃加茂市土木課

■洪水浸水想定区域

■木曾川水系洪水浸水想定区域等の公表（平成 28 年 12 月 22 日）

- ・平成 27 年の水防法改正に伴い、国では多発する浸水被害への対応を図るため、従来は計画規模の降雨を前提としていた洪水に係る浸水想定について、想定最大規模の降雨を前提とした区域に拡充した洪水浸水想定区域等が公表されています。

■加茂川水害危険情報図の公表（平成 31 年 3 月）

- ・岐阜県では、管理する各河川の計画規模の降雨と想定し得る最大規模の降雨によって、浸水することが想定される区域及び水深を示す水害危険情報図が公表されています。（例）加茂川水害危険情報図

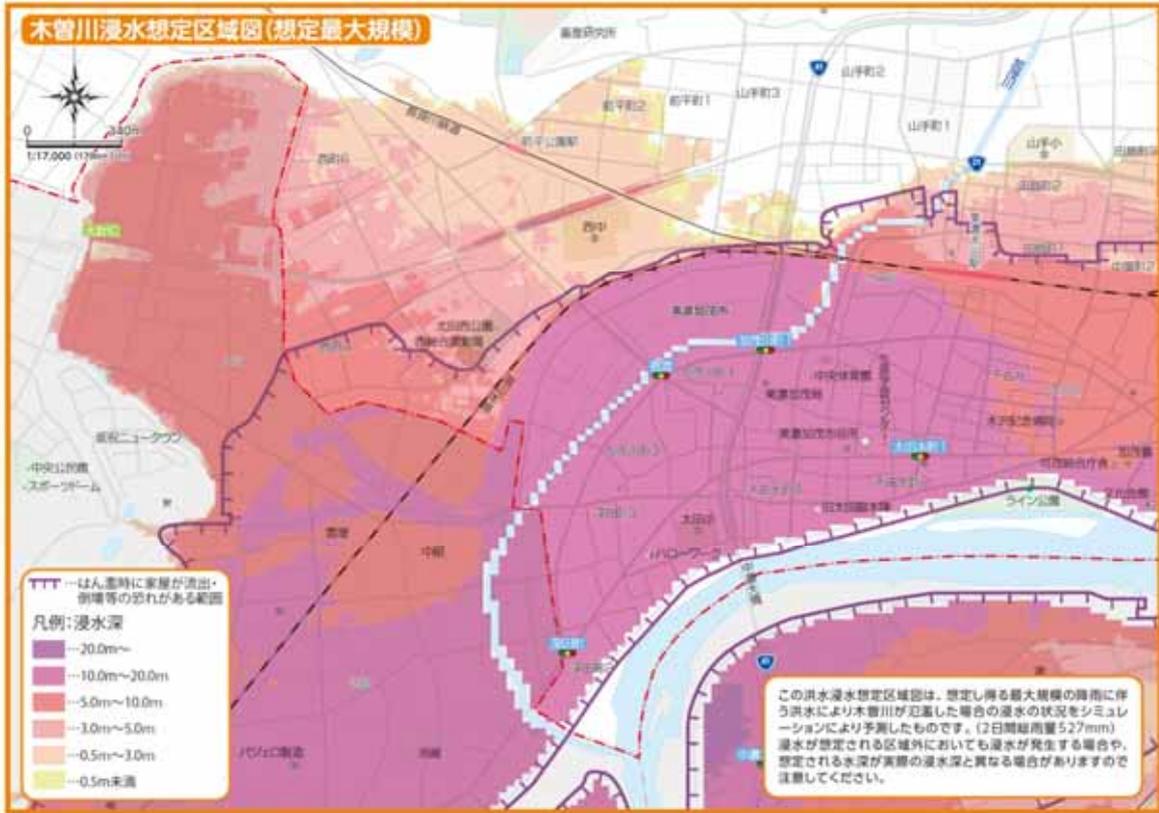
■洪水浸水想定区域とは

- ・河川整備において基本となる降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示した図面です。（計画規模）
- ・想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示した図面です。（想定最大規模）

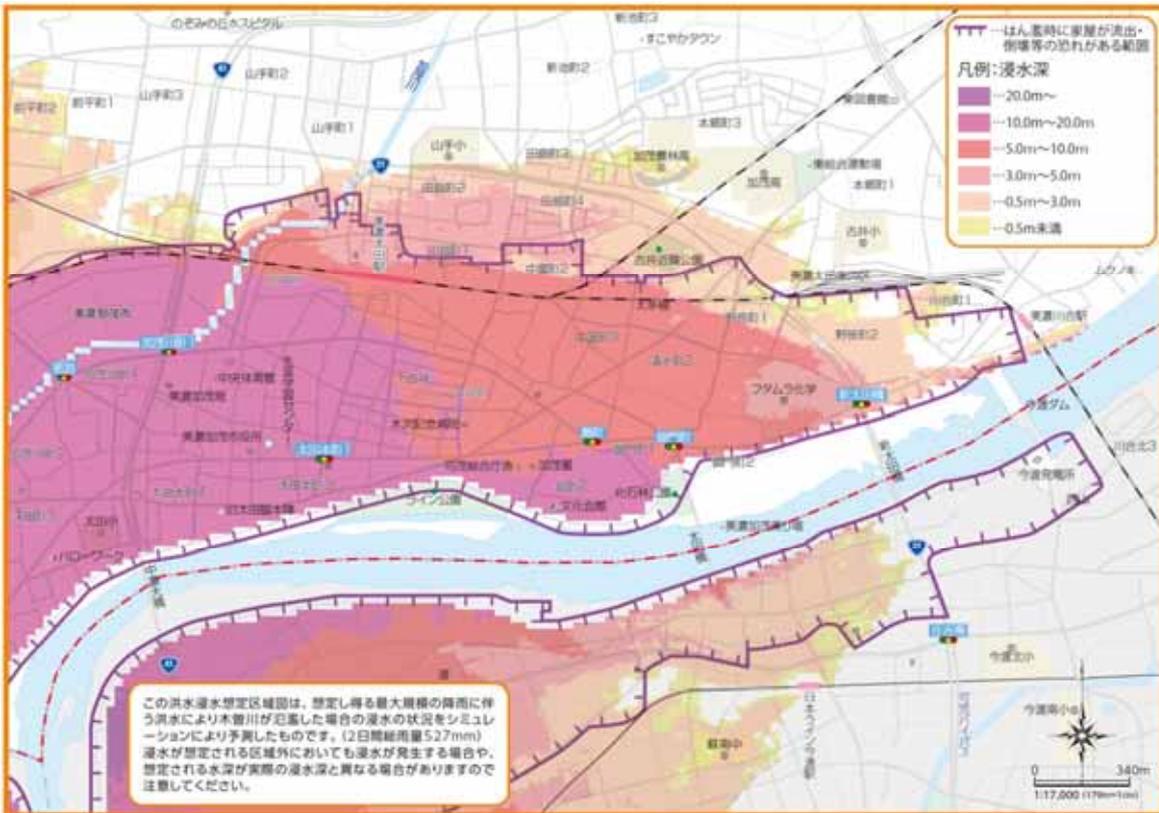
■木曾川浸水想定区域図（計画規模）



■木曾川浸水想定区域図（想定最大規模） 1/2

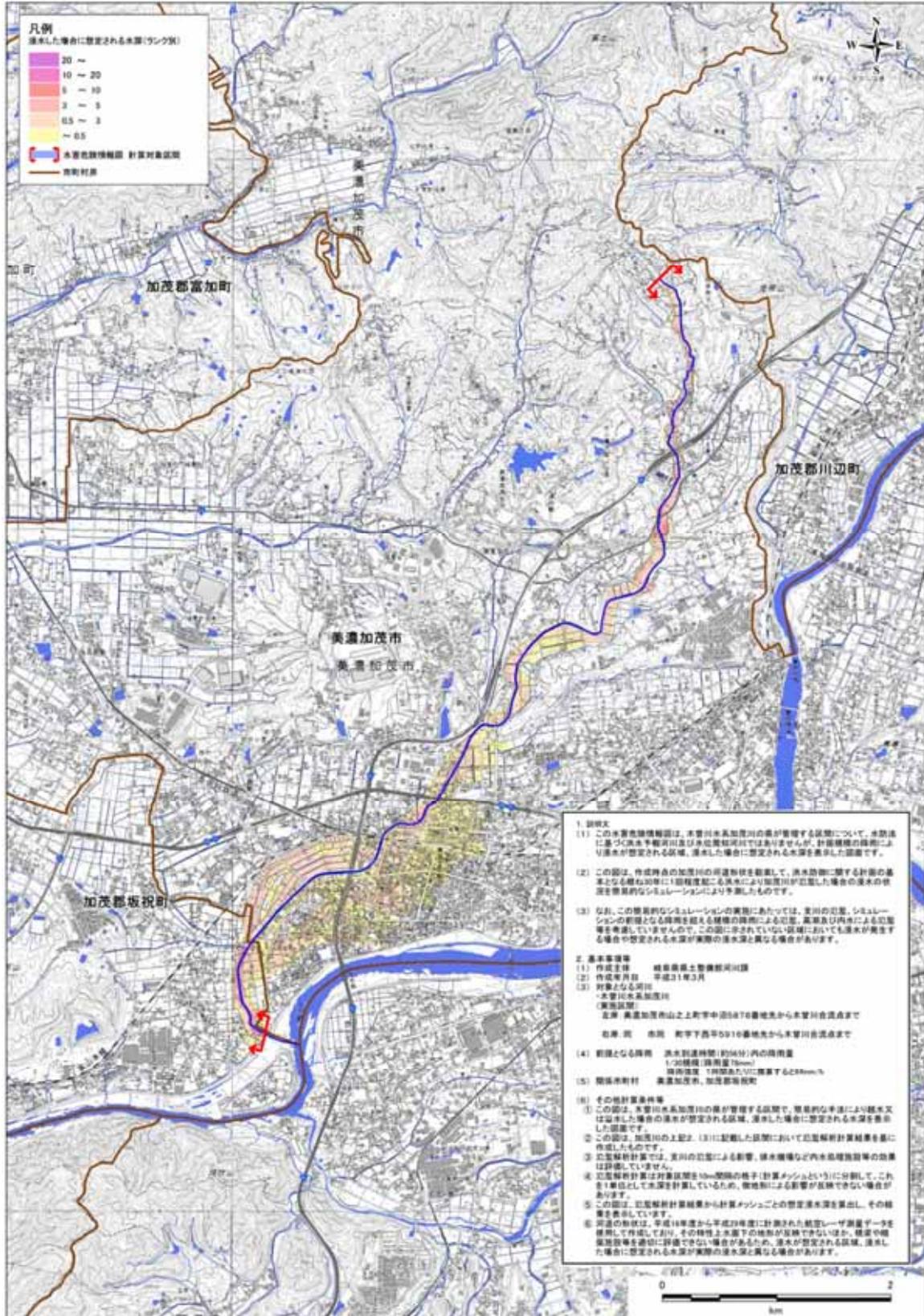


■木曾川浸水想定区域図（想定最大規模） 2/2



資料：美濃加茂市ハザードマップ

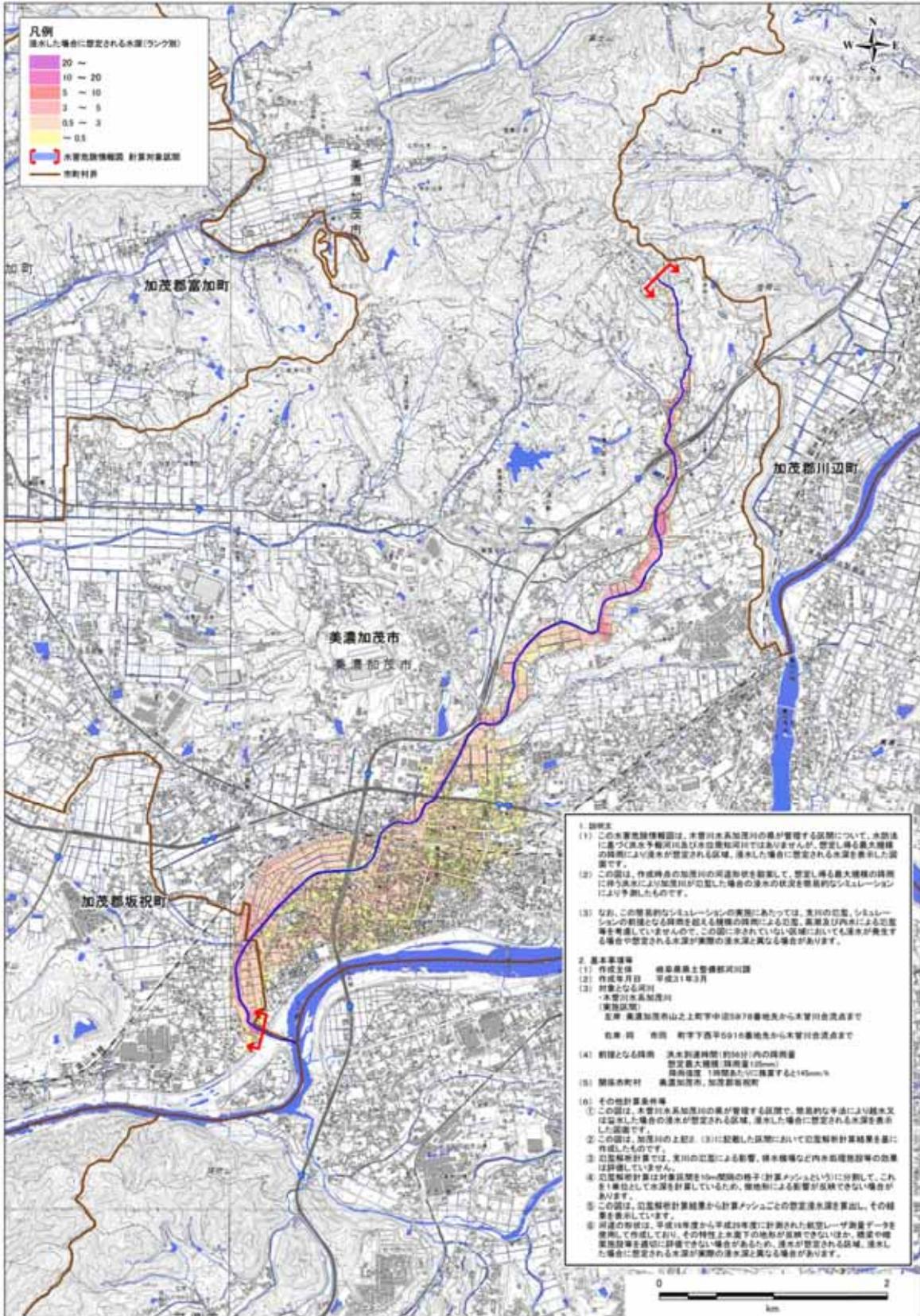
■加茂川水害危険情報図（計画規模）1/2



この地図の作成にあたっては、国土情報院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を使用した。(承認番号 平30信地、第1586号)

資料：岐阜県河川課

■加茂川水害危険情報図（想定最大規模） 2/2



資料：岐阜県河川課

(注) ため池ハザードマップは、市のホームページでご確認ください。

2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）

日本史上最大級の内陸直下型地震である「濃尾地震（明治24年（1891年）、マグニチュード8.0）」により本市を含む美濃地域は、死者4,990人、負傷者12,783人、全壊50,125戸、半壊35,085戸、全半焼4,451戸と壊滅的な被害を受けています。

濃尾地震クラスの内陸直下型地震が今後発生した場合、当時に比べ住宅の耐震性能は向上しているものの、人口の密集や建物の高層化が進んでいることから、市南西部の軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象等による被害は当時とは比較にならないほど大きくなるのが懸念されています。

一方、近年の県外で甚大な被害が発生した地震災害としては、熊本地方を震源とした震度7の地震が立て続けに2回発生し、熊本県を中心に死者228人を出した平成28年の「熊本地震」、大阪府北部を震源とした地震で、大阪府を中心に被害が発生し、死者4人を出した平成30年の「大阪府北部地震」、北海道胆振地方中東部を震源とした地震で、厚真町を中心に多数の山崩れ、道内で大規模停電が発生し、死者42人を出した平成30年の「北海道胆振 東部地震」があります。

また、南海トラフ地震等の被害は、建物被害全壊362棟、半壊1,309棟、人的被害死者数2～5人、負傷者126～208人、重傷者9～10人、要救出者数14～24人、避難者数2,111人、帰宅困難者515人と想定されています。

■岐阜県の地震災害履歴（内陸直下型地震）

発生日	震源	規模	主要被災地	被災概要
天平17年(745.6.5)	美濃西部	M7.9	美濃・摂津	
天平宝字6年(762.6.9)	美濃東部	M7.4	美濃・飛騨・信濃	
文治1年(1185.8.13)	琵琶湖西部	M7.6	近江・山城・大和	
天正13年(1586.1.18)		M7.6	飛騨・美濃・尾張	
寛文2年(1662.6.16)	琵琶湖西岸	M7.6	山城・近江・大和	
文政2年(1819.8.2)	琵琶湖東部	M7.4	伊勢・美濃・近江	
天保4年(1833.5.27)	美濃西部	M6.4	美濃西部	
弘化4年(1847.5.8) 善光寺地震	信濃北部	M7.4	信濃・越後・飛騨・美濃	
安政2年(1855.3.18)	飛騨	不明	飛騨西部	飛騨西部：死者12人
安政5年(1858.4.9) 飛越地震	飛騨	M6.9	飛騨・越前・越中・加賀	飛騨北部：全壊319戸、半壊385戸、死者203人
明治24年(1891.10.28) 濃尾地震	本巣郡根尾水鳥	M8.0	美濃・尾張	美濃：死者4,990人、負傷者12,783人、全壊50,125戸、半壊35,085戸、全半焼4,451戸 全国被害：死者7,273人、全壊142,177戸、半壊80,184戸、全半焼4,860戸
明治42年(1909.8.14) 姉川地震	滋賀県姉川流域	M6.6	滋賀県姉川・虎姫付近	岐阜市西部：死者6人、重傷18人、全壊51戸、半壊138戸
昭和36年(1961.8.19) 北美濃地震	岐阜県北部	M7.0	岐阜・福井・石川	県内：死者2人 全国被害：死者8人、全壊12戸
昭和44(1969.9.9) 岐阜県中部地震	岐阜県中部	M6.6	岐阜県中部	県内：死者1人、負傷者10人、全壊1戸

資料：美濃加茂市地域防災計画資料編（平成25年3月作成、令和2年3月改定）

■近年の県外で甚大な被害が発生した地震災害履歴

項目	被災概要
平成28年熊本地震	熊本地方を震源とした震度7の地震が立て続けに2回発生。熊本県を中心に死者228人
平成30年大阪府北部地震	大阪府北部を震源とした地震。大阪府を中心に被害が発生。死者4人
平成30年北海道胆振 東部地震	北海道胆振地方中東部を震源とした地震。厚真町を中心に多数の山崩れ、道内で大規模停電が発生。死者42人

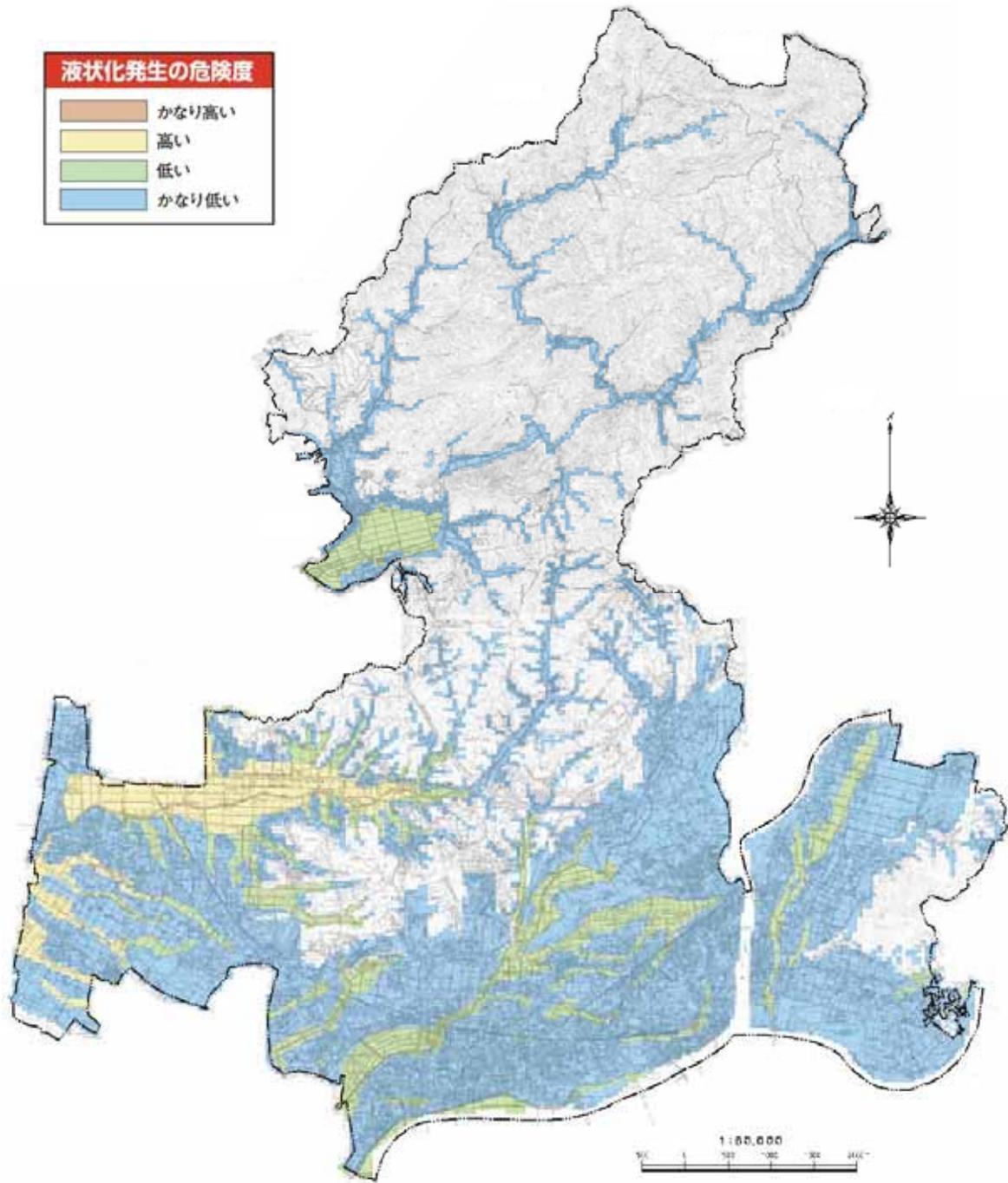
資料：「第2期岐阜県強靱化計画」（令和2年3月作成）

■想定地震による被害想定

想定項目		南海トラフ	揖斐川 武儀川 (濃尾)	長良川 上流 (南進)	屏風山 恵那山 猿投山	阿寺	高山 大原	養老 桑名 四日市	跡津川		
調査時期		H 23-24	H29.7～31.2			H23～24					
30年以内に発生する確率(%) (算定基準日 2018.1.1)		70-80	不明	不明	0.2-2	6-11	0-5	0-0.7	ほぼ0		
震度	最大	6弱	6強	6弱	6弱	5強	5弱	6弱	5強		
建物被害 (棟)	揺れ	全壊	93	756	145	24	1	0	12		
		半壊	903	2,486	1,203	439	159	65	329		
	液状化	全壊	269	157	67	3	3	1	16	1	
		半壊	407	237	101	5	5	2	24	1	
	合計	全壊	362	914	212	27	4	1	28	1	
		半壊	1,309	2,723	1,304	444	164	67	354	103	
人的被害	死者	発生時間	午前5時	5	50	9	1	0	0	1	0
			午後12時	2	19	4	1	0	0	0	0
			午後6時	3	29	5	1	0	0	0	0
	負傷者数	発生時間	午前5時	208	720	301	104	35	13	71	21
			午後1時	127	476	184	67	25	11	48	17
			午後6時	126	457	184	65	24	10	45	15
	重症者数	発生時間	午前5時	10	95	18	3	0	0	1	0
			午後12時	10	62	16	4	0	0	2	0
			午後6時	9	60	14	3	0	0	2	0
	要救出者数	発生時間	午前5時	24	220	41	6	0	0	3	0
			午後12時	14	107	23	4	0	0	2	0
			午後6時	17	142	28	5	0	0	2	0
火災(件)	炎上出火件数(午後6時)		1	4	1	1	0	0	0	0	
	残火災件数(午後6時)		1	4	1	0	0	0	0	0	
	消失棟数(午後6時)		3	14	3	1	1	0	0	0	
避難者等	避難者数 (建物被害及び消失)		2,111	5,072	1,919	553	193	72	420	108	
	帰宅困難者数(午後6時)		515								

資料：美濃加茂市地域防災計画（平成25年3月作成、令和2年3月改定）

■液状化危険度



資料：美濃加茂市地震防災マップ

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

本計画では、強靱化に関連する市の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の反対語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の分析・評価を行い、対応方策を検討します。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するために事前に備えるべき目標について、国計画に設定されている8項目を参考にしつつ、県計画（7項目）との整合、本市の実情を勘案して以下に示す7項目を設定しました。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

県計画では、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行い、これを参考に本市の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合等を行い、次頁に示すように7つの「事前に備えるべき目標」と23の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

■ 「事前に備えるべき目標」と 「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標 7項目		起きてはならない最悪の事態 23項目	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークの市内各地での分断
		5-3	異常渇水時による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人員・人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		7-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価します。

その上で、改めて以下の個別施策分野ごとに脆弱性評価を行い、横断的分野で連携して取り組むべき施策の確認などを行います。

(個別施策分野)

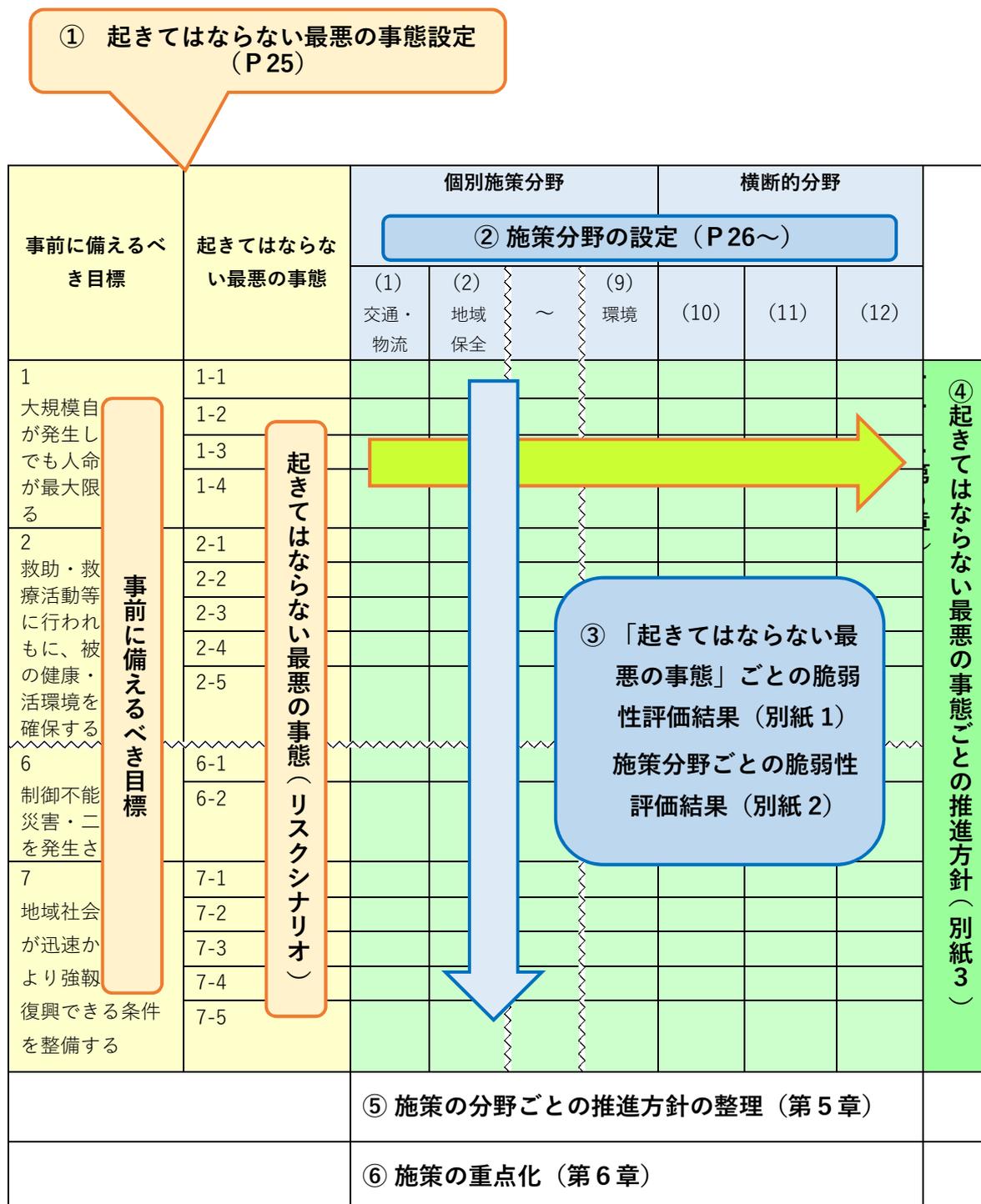
分 野	内 容
(1) 交通・物流	～交通ネットワークの強化～
(2) 地域保全	～河川、砂防、治山、治水等対策～
(3) 農林水産	～災害に強い農地・森林づくり～
(4) 都市・住宅／土地利用	～災害に強いまちづくり～
(5) 保健医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
(6) 産業	～サプライチェーンの確保・観光経済対策～
(7) ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
(8) 行政機能	～公助の強化～
(9) 環境	～廃棄物及び有害物質対策～

(横断的分野)

分 野	内 容
(10) リスクコミュニケーション ／防災教育・人材育成	～自助・共助の底上げ～
(11) 官民連携	～民間リソースを活かした対応力強化～
(12) メンテナンス・老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～

脆弱性評価結果は「別紙1」及び「別紙2」のとおりです。また、「起きてはならない最悪の事態」に対応する「個別施策分野・横断的分野」との関連は、「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との対照表のとおりです。

【参考】脆弱性評価・推進方針の検討の全体イメージ図



■ 「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との対照表

事前に備えるべき目標【7項目】	起きてはならない最悪の事態【23項目】	個別施策分野									横断的分野		
		(1) 交通・物流	(2) 地域保全	(3) 農林水産	(4) 都市・住宅/土地利用	(5) 保健医療・福祉	(6) 産業	(7) ライフライン・情報通信	(8) 行政機能	(9) 環境	(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成	(11) 官民連携	(12) メンテナンス・老朽化対策
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生		●	●	●				●		●		●
	1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生		●	●	●			●	●				
	1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生		●	●				●	●				
	1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生					●	●	●	●		●		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	●	●		●	●		●	●			●	
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	●	●					●	●				
	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足	●	●		●	●			●			●	
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災	●	●			●							
	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生				●	●							
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	●			●			●	●				●
4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響						●						
	4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期にわたる機能停止	●	●		●				●				●
	4-3 食料や物資の供給の途絶	●	●	●					●				
5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止							●	●				
	5-2 地域交通ネットワークの市内各地での分断	●	●	●									●
	5-3 異常洪水時による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響							●					
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		●	●									
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			●									
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ									●			
	7-2 人員・人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ				●				●		●		
	7-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ	●	●										
	7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失		●							●	●		
	7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				●								

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果（別紙1）に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の12の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理しました。

（個別施策分野）

(1) 交通・物流	～交通ネットワークの強化～
(2) 地域保全	～河川、砂防、治山、治水等対策～
(3) 農林水産	～災害に強い農地・森林づくり～
(4) 都市・住宅／土地利用	～災害に強いまちづくり～
(5) 保健医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
(6) 産業	～サプライチェーンの確保・観光経済対策～
(7) ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
(8) 行政機能	～公助の強化～
(9) 環境	～廃棄物及び有害物質対策～

（横断的分野）

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	～自助・共助の底上げ～
(11) 官民連携	～民間リソースを活かした対応力強化～
(12) メンテナンス・老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

上記の12の施策分野ごとの推進方針及び重要業績指標（KPI_※）を以下に示します（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は「別紙3「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針」に示します）。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため施策の推進にあたっては適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

また、施策の推進にあたっては、国・県と連携して中・長期的に取り組むとともに、「公助」と適切に連携しつつ、「自助」・「共助」による災害対応力の強化を図り、地域の強靱化に資する対策を推進していきます。

※KPI：Key Performance Indicator の略、推進方針ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

2.1 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

○道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る。

○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き、道路ネットワークの機能強化を図る。

(公共交通ネットワークの確保)

○JR 高山本線・太多線・長良川鉄道やコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る。

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う。

○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める。

(道路ネットワーク整備)

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(道路ネットワークの整備)		
幹線市道の整備率（事業実施中の路線）	16.0%	100%
I C を結ぶアクセス道路の整備率	0%	58.0%
(道路施設の維持管理)		

15m以上の橋梁の補修率	9.1%	59.1%
--------------	------	-------

2.2 地域保全 ～河川、砂防、治山、治水等対策～

(大規模盛土造成地対策の実施)

○大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく。

(総合的な水害対策の推進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する。

○水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する。

○加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進する。

○学校施設等の浸水、特に木曽川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策を推進する。

(総合的な土砂災害対策の推進)

○県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する。

○土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する。

○山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから対応策を行う。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2.1]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保) [再掲 2.1]

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(新丸山ダムの整備促進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

○多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う。

(総合的な治水対策)

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する。

(文化財の保護対策の推進)

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める。

(地域防災力の強化)

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく。

重要業績指標 (KPI)

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(総合的な水害対策の推進)		
加茂川総合内水対策区域の床上浸水戸数 (注) H23.9月の加茂川内水はん濫による床上浸水家屋数 (最大) 9戸	0戸	0戸
(総合的な土砂災害対策の推進)		
急傾斜地崩壊危険区域内の整備率 (東平地区)	8.3%	83.3%

2.3 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農地の活用)

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する。

(総合的な水害対策の推進) [再掲 2.2/2.4]

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

(農業施設の排水機能確保)

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する。

(砂防・治山施設等の整備促進)

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う。
- 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う。
- 土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

(流木対策)

○大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

○安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農林道の整備)

○地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組を継続する。

(災害に強い森林づくり)

- 森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める。
- 崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める。

重要業績指標 (K P I)

指 標 名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(農地の活用)		
農地を守る地域共同活動の促進 (対象農地整備率)	78.1%	92.5%
(農業用ため池の防災対策の推進)		
市が管理するため池の耐震化率	0%	50.0%
(災害に強い森林づくり)		
里山整備事業における里山整備率	33.8%	62.2%

2.4 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する。

(空家対策の推進)

- 空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、美濃加茂市空家等対策計画に基づき総合的な空家対策を推進する。

(避難施設の確保)

- 災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める。

(市街地整備の促進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業などの面的整備を促進する。
- 立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する。

(無電柱化対策の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。
- 社会資本整備総合交付金で防災公園に位置付けられている牧野ふれあい広場を防災拠点として整備を行う。また、前平公園を防災拠点に位置付け、計画的な整備を行う。

○老朽化した公園を「都市公園長寿命化修繕計画」に基づき更新・整備を行う。

(家具の固定、ブロック塀の除却推進)

○家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する。

(総合的な水害対策の推進) [再掲 2.2/2.3]

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する。

○加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進する。

○リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(防災教育の推進)

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。

○広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。

○災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。

(道路・橋梁の防災対策)

○道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する。

○橋梁は、安全点検結果に基づいて補修・耐震工事が必要なものを順次整備する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

○避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、避難行動要支援者等にも配慮した施設整備を推進する。また、避難所運営マニユ

アルを避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により整備し、実行性の向上を図る。

- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する。

（官民連携）

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する。

（応急住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。
- 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるように準備に努める。
- 学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。
- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う。

（庁舎等の防災拠点機能の確保） [再掲 2.1/2.8/2.12]

- 移転が検討されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する。
- 道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

（地域連携・互いの見守り）

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携の在り方や総合的な視点をもって対策に取り組む。

○自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する。

(地籍調査の促進)

○土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

重要業績指標 (KPI)

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(住宅・建築物等の耐震化等の促進)		
建築物耐震化率	87.0%	95.0%
(空家対策の推進)		
老朽空家等対策率 (件数) (除却、改修、保護等)	0% (0件)	22.7% (10件)
(市街地整備の促進)		
市街地再開発事業 (実施数)	0事業	1事業
(公園整備の推進)		
都市公園整備事業実施率 (件数)	40.0% (2件)	80.0% (4件)
(家具の固定、ブロック塀の除却推進)		
老朽化したブロック塀の除去率 (小中学校通学路)	20.0% (28箇所)	32.0% (45箇所)
(避難所の防災機能・生活環境の向上)		
大型備蓄倉庫の設置率 (箇所数)	33.3% (2箇所)	66.7% (4箇所)
初期対応避難所等の井戸設置率	11.1% (1箇所)	55.6% (5箇所)
(地籍調査の促進)		
地籍調査委託事業 実施率 (%) 実施済面積 (工程換算面積) / 全体計画面積	21.3%	26.2%

2.5 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(要配慮者支援の推進)

○避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する。

(帰宅困難者対策の推進)

○大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する。

○本市は外国人比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人の帰宅困難者に対する対応策を講ずる。

○大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しに困難となるおそれがあり、対応策を講ずる。

○BCP (事業継続計画) の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄

等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す。

(救急医療体制の充実)

○高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図るため、救急ワークステーションの設置などを検討していく。

(災害医療体制の充実)

○市内の地域災害拠点病院である木沢記念病院を含め、県内の基幹災害拠点病院（2施設）と市外の地域災害拠点病院（9施設）との連携体制を強化していく。

○迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム（DMAT）」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める。

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

○災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、地域災害拠点病院以外の医療施設の非常用自家発電設備や給水設備等の整備を推進する。

○社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう努める。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

○高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく。

(社会福祉施設等への支援)

○社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努める。

(公衆衛生体制の確立)

○避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミー症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動がとれるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上) [再掲 2.4]

○避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、避難行動要支援者等にも配慮した施設整備を推進する。また、避難所運営マニュアルを避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により整備し、実行性の向上を図る。

- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する。

(避難所の感染症対策)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する。
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく。

重要業績指標 (KPI)

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(要配慮者支援の推進)		
避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定率	53.4%	70.0%
(救急・災害医療体制の充実)		
災害救急医療訓練の開催(災害拠点病院、医師会、消防・警察、美濃加茂市)	0回	隔年開催
救護所開設訓練の開催(災害拠点病院、医師会、消防・警察、美濃加茂市)	0回	隔年開催

2.6 産業 ～サプライチェーンの確保・観光経済対策～

(企業誘致の推進)

- 東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通利便性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る。

(BCP等の策定支援)

- 市内企業における業務継続計画 (BCP) 及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、BCP策定及び事業継続力強化を促進する。

(観光の振興)

- ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策などの災害対策を進める。

重要業績指標 (KPI)

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(企業誘致の推進)		

IC周辺地区等の企業立地件数	0件	3件
(BCP等の策定支援)		
業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定支援事業所数	10事業所	50事業所

2.7 ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(避難計画策定の促進)

- 洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する。

(総合的な土砂災害対策の推進) [再掲 2.2/2.8]

- ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努める。
- 土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく。

(防災行政無線、広報車巡回の強化)

- 防災行政無線については、デジタル化の新技术の活用し機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う。

(外国人向け情報提供手段の強化)

- 本市は外国人比率が県内で最も高いことから、外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する。

(防災教育の推進) [再掲 2.4/2.10]

- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(情報伝達ツールの多重化)

- ICT技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、

多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する。

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

- 被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。

(下水道の整備)

- 災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める。
- 木曽川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水きょ整備を推進する。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する。
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する。

(水道施設の整備・保全)

- 水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する。

(水源の多元化)

- 災害時の水道水の安定供給を図るため、自己水源と県用水からの供給を基本に、給水体制の強化を推進する。

(輸送拠点の整備)

- 県外から又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

- 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する。
- 孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する。

(業務継続体制の整備)

○被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する。

○災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための事業継続計画（BCP）の実効性を高めていく。

（大規模停電対策の推進）

○暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。

（自然エネルギーの活用）

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る。

（農業集落排水施設の機能保全）

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

（ライフラインの代替機能の確保）

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等（給水タンク、給水車等）の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値（R1）	目標値（R7）
（情報伝達ツールの多重化）		
「すぐメールみのかも」登録率	35.4%	100%
（下水道の整備）		
汚水マンホールポンプ設備更新整備率	2.3%	43.7%
蜂屋川公共下水道整備事業（雨水）今泉第1・第2排水区の整備率	56.2%	100%
特定環境保全公共下水道整備事業（雨水）小山排水区の整備率	5.4%	87.8%
（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）		
上水道耐震管の整備率	13.9%	17.1%

2.8 行政機能 ～公助の強化～

（防災マップの周知）

○全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ（避難所マップ付）、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する。

（緊急地震速報時の対応強化）

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報（推定震度 5 弱以上、猶予時間 20 秒以上）を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受配信システムにより受信し、館内放送をする。
- 気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する。

（消防力の強化）

○適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る。

（初期消火対策）

○災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う。

（出火防止対策）

○南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う。

（避難計画策定の促進） [再掲 2.7]

- 洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する。

（総合的な土砂災害対策の推進） [再掲 2.2/2.7]

- ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努める。
- 土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく。

（要配慮者支援の推進） [再掲 2.5]

- 災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する。
- 避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する。
- 避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する。

（ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用）

- ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する。

（孤立集落が発生した場合の応急給水不能）

- 長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる。

（消防団員等人材の確保・育成）

- 短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する。

（バックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する。

（防災ヘリコプターの広域応援体制の整備）

- 災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

（災害対応力強化のための資機材整備）

- 市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る。

（庁舎等の防災拠点機能の確保） [再掲 2.1/2.4/2.12]

- 移転が検討されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する。

- 道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き、緊急輸送道路ネットワークを確保する。
- 分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携を講ずる。
- 庁舎等の防災拠点機能を確保するため、警察機能との連携を検討する。
- 大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる。

(災害初動対応力の強化)

- 災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
- 大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

(広域連携の推進)

- 県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る。

(業務継続体制の整備) [再掲 2.7]

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する。
- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための事業継続計画（BCP）の実効性を高めていく。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する。

(学校施設の避難所活用への対応)

- 避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の途絶が懸念されることへの対応策を講ずる。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

- 大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下への対応策を講ずる。

(備蓄の推進)

○防災備蓄倉庫（8 地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する。

（災害対策用資機材の確保・充実）

○平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える。

（職員参集体制の確立）

○美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める。

（応急危険度判定）

○建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する。

（被害認定調査への効率化）

○被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得よう努める。

（TEC-FORCE との連携強化）

○市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や受入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値（R1）	目標値（R7）
（要配慮者支援の推進）		
民生児童委員活動推進事業（避難行動要支援者台帳提出者数）	1,600 人	2,000 人
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	53.3%	100%
（消防団員等人材の確保・育成）		
消防団員の充足率	95.9%	100%
（災害初動対応力の強化）		
職員初動対応訓練の実施回数（年間）	2 回	2 回
避難所運営訓練実施率（年間）	0 %	100%

2.9 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

（災害廃棄物対策の推進）

○災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく。

○災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(環境中の汚染物質の測定体制の充実)

○汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう県と連携し、体制の維持・強化に努める。

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

○可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う。

○高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となったときは、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める。

(被災動物等の対策)

○災害発生時には、飼い主不明又は負傷した被災動物（ペット等）が多数生じるとともに、多くの被災者が動物（ペット）を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値（R1）	目標値（R7）
(災害廃棄物対策の推進)		
災害廃棄物の仮置場の設置訓練実施回数	0回	隔年実施

2.10 リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

(避難施設の確保) [再掲 2.4]

○災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

○消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する。

○道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報をわかりやすく提供する。

○学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う。

○河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める。

(防災行政無線、広報車巡回の強化) [再掲 2.7]

○防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用して機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う。

(外国人向け情報提供手段の強化) [再掲 2.7]

○本市は外国人比率が県内で最も高いことから、外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する。

(防災教育の推進) [再掲 2.4/2.7]

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(要配慮者支援の推進) [再掲 2.8]

○災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する。

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する。

(受援体制の整備)

○国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

○大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する。

○効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する。

○職員不足に加え、建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者事態の被災により災害復旧にあたれないことへの対応策を講ずる。

(防災人材の育成)

○市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

(コミュニティ活動の担い手養成)

○地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する。
○地域毎の状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(地域連携・互いの見守り) [再掲 2.4]

○中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携の在り方や総合的な視点をもって対策に取り組む。
○自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する。

(地域防災力の強化) [再掲 2.2]

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく。

重要業績指標 (K P I)

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(防災教育の推進)・(地域防災力の強化)		
自治会加入率	58.5%	68.6%
防災訓練参加率	16.2% (9,341人)	20.0% (12,000人)
応急手当講習受講率 (年間)	2.0% (1,123人)	6.0% (3,500人)
公立小中学校における防災教育実施率 (人)	100% (5,156人)	100% (5,033人)

2.11 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲 2.4]

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
○広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。
○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う。

(非常用物資の備蓄促進) [再掲 2.8]

- 家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する。

(個人備蓄の推進)

- 災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的な備蓄の推進を図る。

(受援体制の整備) [再掲 2.10]

- 国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める。

重要業績指標 (KPI)

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)		
民間事業者との防災協定数	35件	45件

2.12 メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [再掲 2.4]

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図る。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 公共建築物等の耐震化、老朽化対策については「美濃加茂市公共施設等総合管理計画」及び「美濃加茂市耐震改修促進計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。
- 小中学校の校舎、体育館、給食センターの耐震化率は100%であるが、今後は、学校施設等長寿命化計画や個別施設計画に基づき、老朽化対策や防災機能強化事業を実施していく。
- 市営住宅は、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な維持管理・更新・統廃合を行う。

(庁舎等の防災拠点機能の確保) [再掲 2.1/2.4/2.8]

- 道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(道路施設の維持管理) [再掲 2.1]

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

重要業績指標 (KPI)

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
(公共施設等の耐震化、老朽化対策)		
公共施設個別施設計画の策定率 (再配置・長寿命計画)	80.0%	100%

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

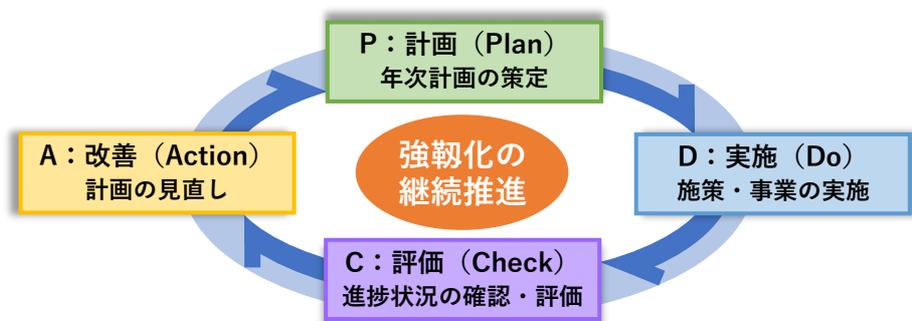
このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などを総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定し、これにより施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国への施策提案に反映します。

なお、本計画に基づき、令和3年度において「重点化」の支援対象とする具体的な事業一覧は「別紙4」のとおりで、重点化施策項目は施策の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

2 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、本計画に示す推進方針を踏まえながら、各施策を具体化した強靱化に関する施策・事業等をアクションプランとしてとりまとめ、計画的に実施します。

本計画のアクションプランは毎年度終了ごとに進捗状況を確認することとし、併せて指標に基づく目標の達成状況の把握・検証を行い、PDCAサイクルを通じて計画を推進します。



3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施します。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとします。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

【重点化施策項目】

施策分野	推進する施策項目	
	【重点化施策項目】	
(1)交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路ネットワークの確保 ・孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 ・庁舎等の防災拠点機能の確保 ・基幹的な道路ネットワークの確保 ・公共交通ネットワークの確保 ・道路施設の維持管理 ・地域を繋ぐ道路ネットワークの確保 ・道路ネットワーク整備 	
(2)地域保全	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策の推進 ・総合的な土砂災害対策の推進 ・緊急輸送道路ネットワークの確保 [再掲] ・孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 [再掲] ・新丸山ダムの整備促進 ・河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地対策の実施 ・総合的な治水対策 ・文化財の保護対策の推進 ・地域防災力の強化
(3)農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の活用 ・農業施設の排水機能確保 ・農業用ため池の防災対策の推進 ・災害に強い森林づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策の推進 [再掲] ・砂防・治山施設等の整備促進 ・流木対策 ・農業水利施設の老朽化対策 ・農林道の整備 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理
(4)都市・住宅 ／土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化等の促進 ・空家対策の推進 ・市街地整備の促進 ・無電柱化対策の推進 ・公園整備の推進 ・総合的な水害対策の推進 [再掲] ・道路・橋梁の防災対策 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 ・地域連携・互いの見守り ・官民連携 ・被災住宅への支援 ・庁舎等の防災拠点機能の確保 [再掲] ・地籍調査の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の確保 ・家具の固定、ブロック塀の除却推進 ・防災教育の推進 ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化 ・応急住宅の円滑かつ迅速な供給
(5)保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の充実 ・災害医療体制の充実 ・公衆衛生体制の確立 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 [再掲] ・避難所の感染症対策 ・要配慮者支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進 ・医療施設等におけるエネルギー確保 ・医療・福祉・介護人材の育成・確保 ・社会福祉施設等への支援
(6)産業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・BCP等の策定支援 ・観光の振興 	
(7)ライフライン・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、広報車巡回の強化 ・防災教育の推進 [再掲] ・情報伝達ツールの多重化 ・下水道の整備 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・水道施設の整備・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画策定の促進 ・総合的な土砂災害対策の推進 [再掲] ・外国人向け情報提供手段の強化 ・災害用伝言ダイヤルの普及促進 ・防災情報通信システムの維持管理 ・輸送拠点の整備

【重点化施策項目】

施策分野	推進する施策項目	
	【重点化施策項目】	
(7)ライフライン・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の多元化 ・業務継続体制の整備 ・大規模停電対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保 ・自然エネルギーの活用 ・農業集落排水施設の機能保全 ・ライフラインの代替機能の確保 ・情報通信事業者の災害対応力強化
(8)行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップの周知 ・消防力の強化 ・初期消火対策 ・避難計画策定の促進 [再掲] ・総合的な土砂災害対策の推進 [再掲] ・要配慮者支援の推進 [再掲] ・非常用物資の備蓄促進 ・消防団員等人材の確保・育成 ・災害対応力強化のための資機材整備 ・庁舎等の防災拠点機能の確保 [再掲] ・災害初動対応力の強化 ・業務継続体制の整備 [再掲] ・浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進 ・備蓄の推進 ・職員参集体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報時の対応強化 ・出火防止対策 ・ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用 ・孤立集落が発生した場合の応急給水不能 ・バックアップ体制の整備 ・防災ヘリコプターの広域応援体制の整備 ・広域連携の推進 ・災害時における食料供給体制の確保 ・学校施設の避難所活用への対応 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・応急危険度判定 ・被害認定調査への効率化 ・TEC-FORCEとの連携強化
(9)環境	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に流出したごみ等の撤去 ・環境中の汚染物質の測定体制の充実 ・危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査 ・被災動物等の対策
(10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の確保 [再掲] ・地域連携・互いの見守り [再掲] ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・防災行政無線、広報車巡回の強化 [再掲] ・外国人向け情報提供手段の強化 [再掲] ・防災教育の推進 [再掲] ・要配慮者支援の推進 [再掲] ・受援体制の整備 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 ・防災人材の育成 ・地域防災力の強化 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の担い手養成
(11)官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化 [再掲] ・官民連携 [再掲] ・非常用物資の備蓄促進 [再掲] ・個人備蓄の推進 ・受援体制の整備 [再掲] 	
(12)メンテナンス・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化等の促進 [再掲] ・公共施設等の耐震化、老朽化対策 ・庁舎等の防災拠点機能の確保 [再掲] ・道路施設の維持管理 [再掲] 	

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく必要がある。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する必要がある。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 公共建築物等の耐震化、老朽化対策については、「美濃加茂市公共施設等総合管理計画」及び「美濃加茂市耐震改修促進計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。
- 小中学校の校舎、体育館、給食センターの耐震化率は100%であるが、今後は、学校施設等長寿命化計画や個別施設計画に基づき、老朽化対策や防災機能強化事業を実施していく必要がある。
- 市営住宅は、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な維持管理・更新・統廃合を行う必要がある。

(空家対策の推進)

- 空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、美濃加茂市空家等対策計画に基づき総合的な空家対策を推進する必要がある。

(避難施設の確保)

- 災害に備え、指定緊急避難場所55施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく必要がある。

(市街地整備の促進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業などの面的整備を促進する必要がある。
- 立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する必要がある。

(無電柱化対策の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う必要がある。
- 社会資本整備総合交付金で防災公園に位置付けられている牧野ふれあい広場を防災拠点として整備

を行う必要がある。また、前平公園を防災拠点に位置付け、計画的な整備を行う必要がある。

○老朽化した公園を「都市公園長寿命化修繕計画」に基づき更新・整備を行う必要がある。

(農地の活用)

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する必要がある。

(防災マップの周知)

○全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ(避難所マップ付)、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する必要がある。

(緊急地震速報時の対応強化)

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報（推定震度5弱以上）を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受信システムにより受信し、館内放送をする必要がある。

○気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する必要がある。

(家具の固定、ブロック塀の除却推進)

○家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する必要がある。

(消防力の強化)

○適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る必要がある。

(初期消火対策)

○災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う必要がある。

(出火防止対策)

○南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う必要がある。

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する必要がある。

○水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する必要がある。

○加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進していく必要がある。

○リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

○学校施設等の浸水、特に木曽川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策

を推進する必要がある。

(下水道の整備)

- 災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める必要がある。
- 木曾川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水きよ整備を推進する必要がある。

(農業施設の排水機能確保)

- 農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する必要がある。

(避難計画策定の促進)

- 洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する必要がある。

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する必要がある。
- 土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する必要がある。
- ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認しておく必要がある。
- 山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから、対応策を行う必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく必要がある。

(砂防・治山施設等の整備促進)

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。
- 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う必要がある。
- 土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する必要がある。

(流木対策)

- 大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る必要がある。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。

○学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う必要がある。

○河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める必要がある。

(防災行政無線、広報車巡回の強化)

○防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用して機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う必要がある。

(外国人向け情報提供手段の強化)

○本市は外国人比率が県内で最も高いことから、外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する必要がある。

(防災教育の推進)

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

(情報伝達ツールの多重化)

○ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する必要がある。

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

○被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る必要がある。

(防災情報通信システムの維持管理)

○災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う必要がある。

(要配慮者支援の推進)

○災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する必要がある。

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する必要がある。

○避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する必要がある。

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。

○広域での防災対策強化のため他市町村との連携が必要である。

- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

（自然エネルギーの活用）

- ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る必要がある。

（ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用）

- ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく必要がある。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する必要がある。
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

（輸送拠点の整備）

- 県外から又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る必要がある。

（緊急輸送道路ネットワークの確保） [再掲 2-3・2-4・4-2・4-3・5-2]

- 災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

（帰宅困難者対策の推進）

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する必要がある。
- BCP（事業継続計画）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す必要がある。
- 本市は外国人比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人の帰宅困難者に対する対応策を講ずる必要がある。
- 大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しに困難となるおそれがあり、対応策を講ずる必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における備蓄は、災害発生後 3 日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する必要がある。

（個人備蓄の推進）

- 災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る必要がある。

（無電柱化対策の推進） [再掲 1-1・2-3・4-2]

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

○災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する必要がある。

○孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する必要がある。

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能)

○長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(消防団員等人材の確保・育成)

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。

(バックアップ体制の整備)

○大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。

(防災ヘリコプターの広域応援体制の整備)

○災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

○市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1-2-4-4-2-4-3-5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

(救急医療体制の充実)

○高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図るため、救急ワークステーションの設置などを検討していく必要がある。

(受援体制の整備)

○県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力に努める必要がある。

(道路・橋梁の防災対策)

○道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する必要がある。

○橋梁は、安全点検結果に基づいて、補修・耐震工事が必要なものを順次整備する必要がある。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1-2-1-4-2]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- 市内の地域災害拠点病院である木沢記念病院を含め、県内の基幹災害拠点病院（2施設）と市外の地域災害拠点病院（9施設）との連携体制を強化していく必要がある。
- 迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム（DMAT）」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める必要がある。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する必要がある。

(救急医療体制の充実) [再掲 2-3]

- 高度化する救急業務への対応や、救急現場にける円滑な救急サービス・治療体制の確保を図るため、救急ワークステーションの設置などを検討していく必要がある。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、地域災害拠点病院以外の医療施設の非常用自家発電設備や給水設備等の整備を推進する必要がある。
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう努める必要がある。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

- 高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努める必要がある。

(公衆衛生体制の確立)

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミー症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動がとれるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・4-2・4-3・5-2]

- 災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、避難行動要支援者等にも配慮した施設整備を推進する必要がある。また、避難所運営マニュアルを避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により整備し、実行性の向上を図る必要がある。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る必要がある。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により

構築する必要がある。

(官民連携)

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する必要がある。

(避難所の感染症対策)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する必要がある。
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。
- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。
- 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める必要がある。

3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 移転検討されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく必要がある。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する必要がある。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する必要がある。
- 道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。
- 分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携が必要である。
- 庁舎等の防災拠点機能を確保する必要がある。
- 大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる必要がある。

(災害初動対応力の強化)

- 災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活

かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。

(広域連携の推進) [再掲 4-2]

○県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

○被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する必要がある。

○災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための事業継続計画（BCP）の実効性を高めていく必要がある。

4) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や観光経済等への影響

(企業誘致の推進)

○東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通利便性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る必要がある。

(BCP等の策定支援)

○市内企業における業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、BCP策定及び事業継続力強化を促進する必要がある。

(観光の振興)

○ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策を行う必要がある。

4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る必要がある。

○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き道路ネットワークの機能強化を図る必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・2-4・4-3・5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等や沿道建築物の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

(公共交通ネットワークの整備)

○JR高山本線・太多線・長良川鉄道やコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る必要がある。

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。

(広域連携の推進) [再掲 3-1]

○県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る必要がある。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-1・2-3]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

4-3 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

○家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

○安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(学校施設の避難所活用への対応)

○避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の途絶が懸念されることへの対応策を講ずる必要がある。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

○大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる必要がある。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下への対応策を講ずる必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・2-4・2-5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等や沿道建築物の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

5) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止

(大規模停電対策の推進)

○暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。

(自然エネルギーの活用) [再掲 2-1]

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) [再掲 2-1]

○水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する必要がある。

○水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

(ライフラインの代替機能の確保)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活用水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等（給水タンク、給水車等）の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る必要がある。

（備蓄の推進）

○防災備蓄倉庫（8 地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する必要がある。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

5-2 地域交通ネットワークの市内各地での分断

（地域を繋ぐ道路ネットワークの確保）

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う必要がある。

○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める必要がある。

（緊急輸送道路ネットワークの確保） [再掲 2-1・2-3・2-4・4-2・4-3]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

（道路施設の維持管理） [再掲 4-2]

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。

（農林道の整備）

○地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進） [再掲 1-1]

○住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。

○緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく必要がある。

○社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。

○大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。

○良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する必要がある。

5-3 異常渇水時による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水道施設の整備・保全）

○水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する必要がある。

（水源の多元化）

○災害時の水道水の安定供給を図るため、自己水源と県用水からの供給を基本に、給水体制の強化を推進する必要がある。

6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(新丸山ダムの整備促進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する必要がある。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

○多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う必要がある。

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保安全管理)

○農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保安全管理につながる取組を継続する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

○森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める必要がある。
○崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。

7) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

○災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する必要がある。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。
○災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(環境中の汚染物質の測定体制の充実)

○汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、岐阜県と連携し、体制の維持・強化に努める必要がある。

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

○可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う必要がある。
○高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となったときは、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める必要がある。

7-2 人員・人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する必要がある。
- 効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する必要がある。
- 職員不足に加え、建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧にあたれないことへの対応策を講ずる必要がある。

(防災人材の育成)

- 市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。

(地域連携・互いの見守り)

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携の在り方や総合的な視点をもって対策に取り組む必要がある。
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。
- 地域毎の状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える必要がある。

(職員参集体制の確立)

- 美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める必要がある。

(応急危険度判定)

- 建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する必要がある。

(被害認定調査への効率化)

- 被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得るよう努める必要がある。

(TEC-FORCE との連携強化)

- 市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や受入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める必要がある。

7-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(総合的な治水対策)

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。

7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進)

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進めておく必要がある。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進めておくことも有効である。

(地域防災力の強化)

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく必要がある。

(被災動物等の対策)

○災害発生時には、飼い主不明又は負傷した被災動物(ペット等)が多数生じるとともに、多くの被災者が動物(ペット)を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる必要がある。

7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

○土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給) [再掲 2-5]

○建設型応急住宅については、県と連携して必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。

○応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める必要がある。

○学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる必要がある。

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

(1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。【2-1】【2-3】【2-4】【4-2】【4-3】【5-2】

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。【2-2】

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

○道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【3-1】

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る必要がある。【4-2】

○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き道路ネットワークの機能強化を図る必要がある。【4-2】

(公共交通ネットワークの確保)

○JR 高山本線・太多線・長良川鉄道やコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る必要がある。【4-2】

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。【4-2】【5-2】

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う必要がある。【5-2】

○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める必要がある。【5-2】

(道路ネットワーク整備)

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【7-3】

(2) 地域保全～河川、砂防、治山、治水等対策～

(大規模盛土造成地対策の実施)

○大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく必要がある。【1-1】

(総合的な水害対策の推進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムを整備を促進する必要がある。【1-2】

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整

備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する必要がある。【1-2】

○水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する必要がある。【1-2】

○加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進していく必要がある。【1-2】

○学校施設等の浸水、特に木曽川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策を推進する必要がある。【1-2】

(総合的な土砂災害対策の推進)

○県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する必要がある。【1-3】

○土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する必要がある。【1-3】

○山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから、対応策を行う必要がある。【1-3】

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲(1)]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。【2-1】
【2-3】【2-4】【4-2】【4-3】【5-2】

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保) [再掲(1)]

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。【2-2】

(新丸山ダムの整備促進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。【6-1】

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

○多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う必要がある。【6-1】

(総合的な治水対策)

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。【7-3】

(文化財の保護対策の推進)

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進めておく必要がある。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進めておくことも有効である。【7-4】

(地域防災力の強化)

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく必要がある。【7-4】

(3) 農林水産～災害に強い農地・森林づくり～

(農地の活用)

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する必要がある。【1-1】

(総合的な水害対策の推進) [再掲(2)・(4)]

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。【1-2】

(農業施設の排水機能確保)

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する必要がある。【1-2】

(砂防・治山施設等の整備促進)

○砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。【1-3】

○山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う必要がある。【1-3】

○土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する必要がある。【1-3】

(流木対策)

○大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る必要がある。【1-3】

(農業水利施設の老朽化対策)

○安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。【4-3】

(農林道の整備)

○地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する必要がある。【5-2】

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する必要がある。【6-1】

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組を継続する必要がある。【6-2】

(災害に強い森林づくり)

○森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める必要がある。【6-2】

○崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。【6-2】

(4) 都市・住宅／土地利用～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

○住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。【1-1】

○緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく必要がある。【1-1】

○社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。【1-1】

○大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。【1-1】

○良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する必要がある。【1-1】

(空家対策の推進)

○空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、美濃加茂市空家等対策計画に基づき総合的な空家対策を推進する必要がある。【1-1】

(避難施設の確保)

○災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める必要がある。【1-1】

(市街地整備の促進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業などの面的整備を促進する必要がある。【1-1】

○立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する必要がある。【1-1】

(無電柱化対策の推進)

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。【1-1】 【2-1】 【2-3】 【4-2】

(公園整備の推進)

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う必要がある。【1-1】

○社会資本整備総合交付金で防災公園に位置付けられている牧野ふれあい広場を防災拠点として整備を行う必要がある。また、前平公園を防災拠点に位置付け、計画的な整備を行う必要がある。【1-1】

○老朽化した公園を「都市公園長寿命化修繕計画」に基づき更新・整備を行う必要がある。【1-1】

(家具の固定、ブロック塀の除却推進)

○家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する必要がある。【1-1】

(総合的な水害対策の推進) [再掲(2)・(3)]

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。【1-2】

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する必要がある。【1-2】

○加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進していく必要がある。【1-2】

○リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。【1-2】

(防災教育の推進)

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。【1-4】

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。【2-1】
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携が必要である。【2-1】
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。【2-1】

(道路・橋梁の防災対策)

- 道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する必要がある。【2-3】
- 橋梁は、安全点検結果に基づいて、補修・耐震工事が必要なものを順次整備する必要がある。【2-3】

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、避難行動要支援者等にも配慮した施設整備を推進する必要がある。また、避難所運営マニュアルを避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により整備し、実行性の向上を図る必要がある。【2-5】
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。【2-5】
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図ることが必要である。【2-5】
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する必要がある。【2-5】

(官民連携)

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する必要がある。【2-5】

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。【2-5】【7-5】
- 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める必要がある。【2-5】【7-5】
- 学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる必要がある。【7-5】

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。【2-5】
- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。【2-5】

(庁舎等の防災拠点機能の確保) [再掲(1)・(8)・(12)]

- 移転検討されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく必要がある。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する必要がある。【3-1】
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する必要がある。【3-1】

- 道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【3-1】

(地域連携・互いの見守り)

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携の在り方や総合的な視点をもって対策に取り組む必要がある。【7-2】
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する必要がある。【7-2】

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。【7-5】

(5) 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する必要がある。【1-4】

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する必要がある。【2-1】
- BCP（事業継続計画）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す必要がある。【2-1】
- 本市は外国人比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人の帰宅困難者に対する対応策を講ずる必要がある。【2-1】
- 大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しに困難となるおそれがあり、対応策を講ずる必要がある。【2-1】

(救急医療体制の充実)

- 高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図るため、救急ワークステーションの設置などを検討していく必要がある。【2-3】 【2-4】

(災害医療体制の充実)

- 市内の地域災害拠点病院である木沢記念病院を含め、県内の基幹災害拠点病院（2施設）と市外の地域災害拠点病院（9施設）との連携体制を強化していく必要がある。【2-4】
- 迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム（DMA T）」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める必要がある。【2-4】
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する必要がある。【2-4】

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、地域災害拠点病院以外の医療施設の非常用自家発電設備や給水設備等の整備を推進する必要がある。【2-4】
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう努める必要がある。【2-4】

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

- 高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないように

していく必要がある。【2-4】

(社会福祉施設等への支援)

○社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努める必要がある。【2-4】

(公衆衛生体制の確立)

○避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミー症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動がとれるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。【2-4】

(避難所の防災機能・生活環境の向上) [再掲(4)]

○避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、避難行動要支援者等にも配慮した施設整備を推進する必要がある。また、避難所運営マニュアルを避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により整備し実行性向上を図る必要がある。【2-5】

○可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。【2-5】

○老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図ることが必要である。【2-5】

○避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する必要がある。【2-5】

(避難所の感染症対策)

○要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する必要がある。【2-5】

○避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する必要がある。【2-5】

○避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく必要がある。【2-5】

(6) 産業～サプライチェーンの確保・観光経済対策～

(企業誘致の推進)

○東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通便利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る必要がある。【4-1】

(BCP等の策定支援)

○市内企業における業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、BCP策定及び事業継続力強化を促進する必要がある。【4-1】

(観光の振興)

○ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策を行う必要がある。【4-1】

(7) ライフライン・情報通信～生活基盤の維持～

(避難計画策定の促進)

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する必要がある。【1-2】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する

危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する必要がある。【1-2】

(総合的な土砂災害対策の推進) [再掲(2)・(8)]

○ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認しておく必要がある。【1-3】

○土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく必要がある。【1-3】

(防災行政無線、広報車巡回の強化)

○防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用して機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う必要がある。【1-4】

(外国人向け情報提供手段の強化)

○本市は外国人比率が県内で最も高いことから、外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する必要がある。【1-4】

(防災教育の推進) [再掲(4)・(10)]

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。【1-4】

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。【1-4】

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。【1-4】

(情報伝達ツールの多重化)

○ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する必要がある。【1-4】

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

○被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る必要がある。【1-4】

(防災情報通信システムの維持管理)

○災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う必要がある。【1-4】

(下水道の整備)

○災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める必要がある。【1-2】

○木曾川・加茂川の氾濫に加え内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水きよ整備を推進する必要がある。【1-2】

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

○水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する必要がある。【2-1】 【5-1】

○水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。【2-1】 【5-1】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。【2-1】 【5-1】

(水道施設の整備・保全)

○水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する必要がある。【5-3】

(水源の多元化)

○災害時の水道水の安定供給を図るため、自己水源と県用水からの供給を基本に、給水体制の強化を推進する必要がある。【5-3】

(輸送拠点の整備)

○県外から又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る必要がある。【2-1】

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

○災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する必要がある。【2-2】

○孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する必要がある。【2-2】

(業務継続体制の整備)

○被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する必要がある。【3-1】

○災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための事業継続計画（BCP）の実効性を高めていく必要がある。【3-1】

(大規模停電対策の推進)

○暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。【5-1】

(自然エネルギーの活用)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る必要がある。【2-1】
【5-1】

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。【5-1】

(ライフラインの代替機能の確保)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活用水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等（給水タンク、給水車等）の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る必要がある。【5-1】

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。【5-1】

(8) 行政機能～公助の強化～

(防災マップの周知)

○全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ(避難所マップ付)、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する必要がある。【1-1】

(緊急地震速報時の対応強化)

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報（推定震度 5 弱以上、猶予時間 20 秒以

上)を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受信システムにより受信し、館内放送をする必要がある。【1-1】

○気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する必要がある。【1-1】

(消防力の強化)

○適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る必要がある。【1-1】

(初期消火対策)

○災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う必要がある。【1-1】

(出火防止対策)

○南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う必要がある。【1-1】

(避難計画策定の促進) [再掲(7)]

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する必要がある。【1-2】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する必要がある。【1-2】

(総合的な土砂災害対策の推進) [再掲(2)・(7)]

○ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認しておく必要がある。【1-3】

○土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく必要がある。【1-3】

(要配慮者支援の推進) [再掲(5)]

○災害時の要配慮者(高齢者や障がいのある人など)の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する必要がある。【1-4】

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する必要がある。【1-4】

○避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する必要がある。【1-4】

(ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用)

○ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく必要がある。【2-1】

(非常用物資の備蓄促進)

○家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。【2-1】

○発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する必要がある。【2-1】

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能)

○長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる必要がある。【2-2】

(消防団員等人材の確保・育成)

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必

要がある。【2-3】

(バックアップ体制の整備)

○大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。【2-3】

(防災ヘリコプターの広域応援体制の整備)

○災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る必要がある。【2-3】

(災害対応力強化のための資機材整備)

○市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る必要がある。【2-3】

(庁舎等の防災拠点機能の確保) [再掲(1)・(4)・(12)]

○移転検討されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく必要がある。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する必要がある。【3-1】

○公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する必要がある。【3-1】

○道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【3-1】

○分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携が必要である。【3-1】

○庁舎等の防災拠点機能を確保するため、警察機能との連携を検討する必要がある。【3-1】

○大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる必要がある。【3-1】

(災害初動対応力の強化)

○災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。【3-1】

○大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。【3-1】

(広域連携の推進)

○県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る必要がある。【3-1】 【4-2】

(業務継続体制の整備) [再掲(7)]

○被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する必要がある。【3-1】

○災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための事業継続計画（BCP）の実効性を高めていく必要がある。【3-1】

(災害時における食料供給体制の確保)

○家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する必要がある。【4-3】

(学校施設の避難所活用への対応)

○避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の途絶が懸念されることへの対応策を講ずる必要がある。【4-3】

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

○大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対

応策を講ずる必要がある。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下への対応策を講ずる必要がある。【4-3】

(備蓄の推進)

○防災備蓄倉庫（8 地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する必要がある。【5-1】

(災害対策用資機材の確保・充実)

○平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える必要がある。【7-2】

(職員参集体制の確立)

○美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める必要がある。【7-2】

(応急危険度判定)

○建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する必要がある。【7-2】

(被害認定調査への効率化)

○被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得るよう努める必要がある。【7-2】

(TEC-FORCE との連携強化)

○市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や受入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める必要がある。【7-2】

(9) 環境～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

○災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する必要がある。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。【7-1】

○災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する必要がある。【7-1】

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。【7-1】

(環境中の汚染物質の測定体制の充実)

○汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、岐阜県と連携し、体制の維持・強化に努める必要がある。【7-1】

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

○可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う必要がある。【7-1】

○高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となったときは、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める必要がある。【7-1】

(被災動物等の対策)

- 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した被災動物(ペット等)が多数生じるとともに、多くの被災者が動物(ペット)を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる必要がある。【7-4】

2) 横断的分野

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の底上げ～

(避難施設の確保) [再掲(4)]

- 災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める必要がある。【1-1】

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する必要がある。【1-4】
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。【1-4】
- 学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う必要がある。【1-4】
- 河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める必要がある。【1-4】

(防災行政無線、広報車巡回の強化) [再掲(7)]

- 防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用して機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う必要がある。【1-4】

(外国人向け情報提供手段の強化) [再掲(7)]

- 本市は外国人比率が県内で最も高いことから、外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する必要がある。【1-4】

(防災教育の推進) [再掲(4)・(7)]

- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。【1-4】
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。【1-4】
- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。【1-4】

(要配慮者支援の推進) [再掲(8)]

- 災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する必要がある。【1-4】
- 避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する必要がある。【1-4】

(受援体制の整備)

- 県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める必要がある。【2-3】

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する必要がある。【7-2】
- 効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する必要がある。【7-2】
- 職員不足に加え、建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者事態の被災により災害復旧にあたれないことへの対応策を講ずる必要がある。【7-2】

(防災人材の育成)

- 市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。【7-2】

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。【7-2】
- 地域毎の状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。【7-2】

(地域連携・互いの見守り) [再掲(4)]

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携の在り方や総合的な視点をもって対策に取り組む必要がある。【7-2】
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する必要がある。【7-2】

(地域防災力の強化) [再掲(2)]

- 市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく必要がある。【7-4】

(11) 官民連携～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲(4)]

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。【2-1】
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携が必要である。【2-1】
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。【2-1】

(非常用物資の備蓄促進) [再掲(8)]

- 家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。【2-1】
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する必要がある。【2-1】

(個人備蓄の推進)

- 災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る必要がある。【2-1】

(受援体制の整備) [再掲(10)]

○県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力に努める必要がある。【2-3】

(12) メンテナンス・老朽化対策～社会インフラの長寿命化～

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [再掲(4)]

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。【1-1】
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく必要がある。【1-1】
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。【1-1】

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 公共建築物等の耐震化、老朽化対策については、「美濃加茂市公共施設等総合管理計画」及び「美濃加茂市耐震改修促進計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。【1-1】
- 小中学校の校舎、体育館、給食センターの耐震化率は100%であるが、今後は、学校施設等長寿命化計画や個別施設計画に基づき、老朽化対策や防災機能強化事業を実施していく必要がある。【1-1】
- 市営住宅は、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な維持管理・更新・統廃合を行う必要がある。【1-1】

(庁舎等の防災拠点機能の確保) [再掲(1)・(4)・(8)]

- 道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【3-1】

(道路施設の維持管理) [再掲(1)]

- 舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。【4-2】【5-2】

別紙3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 公共建築物等の耐震化、老朽化対策については、「美濃加茂市公共施設等総合管理計画」及び「美濃加茂市耐震改修促進計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。
- 小中学校の校舎、体育館、給食センターの耐震化率は100%であるが、今後は、学校施設等長寿命化計画や個別施設計画に基づき、老朽化対策や防災機能強化事業を実施していく。
- 市営住宅は、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な維持管理・更新・統廃合を行う。

(空家対策の推進)

- 空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、「美濃加茂市空家等対策計画」に基づき総合的な空家対策を推進する。

(避難施設の確保)

- 災害に備え、指定緊急避難場所55施設及び指定避難所等(初期対応避難所、第1次避難所、第2次避難所、福祉避難所)を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく。

(市街地整備の促進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業などの面的整備を促進する。
- 立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する。

(無電柱化対策の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。
- 社会資本整備総合交付金で防災公園に位置付けられている牧野ふれあい広場を防災拠点として整備を行う。また、前平公園を防災拠点に位置付け、計画的な整備を行う。
- 老朽化した公園を「都市公園長寿命化修繕計画」に基づき更新・整備を行う。

(農地の活用)

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する。

(防災マップの周知)

○全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ(避難所マップ付)、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する。

(緊急地震速報時の対応強化)

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報（推定震度5弱以上）を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受信システムにより受信し、館内放送をする。

○気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する。

(家具の固定、ブロック塀の除却推進)

○家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する。

(消防力の強化)

○適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る。

(初期消火対策)

○災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う。

(出火防止対策)

○南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う。

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する。

○水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する。

○加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進していく。

○リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

○学校施設等の浸水、特に木曽川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策を推進する。

(下水道の整備)

○災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める。

○木曾川・加茂川の氾濫に加え内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水きよ整備を推進する。

(農業施設の排水機能確保)

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する。

(避難計画策定の促進)

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する。

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する。

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

○県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する。

○土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する。

○ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努める。

○山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから、対応策を行う。

○土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく。

(砂防・治山施設等の整備促進)

○砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う。

○山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う。

○土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

(流木対策)

○大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

○消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する。

○道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報をわかりやすく提供する。

○学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う。

○河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める。

(防災行政無線、広報車巡回の強化)

○防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用して機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回

広報など代替手段についても検討を行う。

(外国人向け情報提供手段の強化)

○本市は外国人比率が県内で最も高いことから、外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する。

(防災教育の推進)

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(情報伝達ツールの多重化)

○ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する。

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

○被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る。

(防災情報通信システムの維持管理)

○災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。

(要配慮者支援の推進)

○災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する。

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する。

○避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する必要がある。

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。

○広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。

○災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。

○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う。

(自然エネルギーの活用)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る必要がある。

(ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用)

○ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

○水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する。

○水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する。

(輸送拠点の整備)

○県外から又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-3・2-4・4-2・4-3・5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(帰宅困難者対策の推進)

○大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する。

○BCP(事業継続計画)の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す。

○本市は外国人比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人の帰宅困難者に対する対応策を講ずる。

○大規模災害時においては、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しが困難となるおそれがあり、対応策を講ずる。

(非常用物資の備蓄促進)

○家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。

○発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する。

(個人備蓄の推進)

○災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-3・4-2]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

○災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する。

○孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する。

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能)

○長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(消防団員等人材の確保・育成)

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する。

(バックアップ体制の整備)

○大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する。

(防災ヘリコプターの広域応援体制の整備)

○災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

(災害対応力強化のための資機材整備)

○市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1-2-4-4-2-4-3-5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(救急医療体制の充実)

○高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図るため、救急ワークステーションの設置などを検討していく。

(受援体制の整備)

○国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める。

(道路・橋梁の防災対策)

○道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する。

○橋梁は、安全点検結果に基づいて、補修・耐震工事が必要なものを順次整備する。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1-2-1-4-2]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

○市内の地域災害拠点病院である木沢記念病院を含め、県内の基幹災害拠点病院(2施設)と市外の地域災害拠点病院(9施設)との連携体制を強化していく。

○迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム(DMAT)」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める。

○災害派遣精神医療チーム(DPAT)に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する。

(救急医療体制の充実) [再掲 2-3]

○高度化する救急業務への対応や、救急現場にける円滑な救急サービス・治療体制の確保を図るため、

救急ワークステーションの設置などを検討していく。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、地域災害拠点病院以外の医療施設の非常用自家発電設備や給水設備等の整備を推進する。
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう努める。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

- 高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努める。

(公衆衛生体制の確立)

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミー症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動がとれるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・4-2・4-3・5-2]

- 災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、避難行動要支援者等にも配慮した施設整備を推進する。また、避難所運営マニュアルを避難者(自主防災組織等)、施設管理者との協議により整備し、実行性の向上を図る。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する。

(官民連携)

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する。

(避難所の感染症対策)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する。
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。
- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。
- 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める。

3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 移転検討されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する。
- 道路インフラの被災により広域防災拠点、市役所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークを確保する。
- 分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携を講ずる。
- 庁舎等の防災拠点機能を確保する。
- 大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる。

(災害初動対応力の強化)

- 災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
- 大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

(広域連携の推進) [再掲 4-2]

- 県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する。
- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための事業継続計画（BCP）の実効性を高めていく。

4) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や観光経済等への影響

(企業誘致の推進)

○東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通利便性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る。

(BCP等の策定支援)

○市内企業における業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、BCP策定及び事業継続力強化を促進する。

(観光の振興)

○ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策を行う。

4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る。

○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き道路ネットワークの機能強化を図る。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・2-4・4-3・5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等や沿道建築物の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(公共交通ネットワークの整備)

○JR高山本線・太多線・長良川鉄道やコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る。

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

(広域連携の推進) [再掲 3-1]

○県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る必要がある。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-1・2-3]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

4-3 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

○家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する。

(農業水利施設の老朽化対策)

○安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(学校施設の避難所活用への対応)

○避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の途絶が懸念されることへの対応策を講ずる。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

○大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下への対応策を講ずる。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・2-4・4-2・5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等や沿道建築物の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

5) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止

(大規模停電対策の推進)

○暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。

(自然エネルギーの活用) [再掲 2-1]

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) [再掲 2-1]

○水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する。

○水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する。

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

(ライフラインの代替機能の確保)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活用水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等(給水タンク、給水車等)の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る。

(備蓄の推進)

○防災備蓄倉庫(8地区)や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る。

5-2 地域交通ネットワークの市内各地での分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う。

○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・2-4・4-2・4-3]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(道路施設の維持管理) [再掲 4-2]

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

(農林道の整備)

○地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進) [再掲 1-1]

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する。

5-3 異常渇水時による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水道施設の整備・保全)

○水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する。

(水源の多元化)

○災害時の水道水の安定供給を図るため、自己水源と県用水からの供給を基本に、給水体制の強化を推進する。

6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(新丸山ダムの整備促進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

○多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う。

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組を継続する。

(災害に強い森林づくり)

- 森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める。
- 崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。

7) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく。
- 学校施設(運動場)を災害廃棄物集積場所とした場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる。
- 災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(環境中の汚染物質の測定体制の充実)

- 汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、岐阜県と連携し、体制の維持・強化に努める。

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

- 可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う。
- 高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となったときは、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める。

7-2 人員・人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する。
- 効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する。
- 職員不足に加え、建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧にあたれないことへの対応策を講ずる。

(防災人材の育成)

- 市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

(地域連携・互いの見守り)

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携の在り方や総合的な視点をもって対策に取り組む。
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため

自主防災組織の育成・活動を促進する。

- 地域毎の状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える。

(職員参集体制の確立)

- 美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める。

(応急危険度判定)

- 建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する。

(被害認定調査への効率化)

- 被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得よう努める。

(TEC-FORCE との連携強化)

- 市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や受入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める。

7-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(総合的な治水対策)

- 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する。

7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める。

(地域防災力の強化)

- 市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく。

(被災動物等の対策)

- 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した被災動物（ペット等）が多数生じるとともに、多くの被災者が動物（ペット）を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる。

7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

○土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給) [再掲 2-5]

○建設型応急住宅については、県と連携して必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。

○応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める。

○学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる。

別紙 4 重点化施策における具体的な事業一覧

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策・事業名	担当課	事業期間	概算 総事業費 (百万円)	個別施策分野										横断的分野			
					(1) 交通・ 物流	(2) 地域 保全	(3) 農林 水産	(4) 都市・ 住宅/ 土地利 用	(5) 保健医 療・福 祉	(6) 産業	(7) ライフ ライン・情 報通信	(8) 行政 機能	(9) 環境	(10) リスクコ ミュニ ケー ション/ 防災教 育・人 材育成	(11) 官民 連携	(12) メンテ ナンス・ 老朽化 対策		
1-1・5-2	建築物耐震化促進事業 (耐震診断、耐震補強工事、ブロック塀撤去)	都市計画課	R3～R7	50														
1-1・3-1	新庁舎整備事業(防災拠点整備)	企画課	R3～R8	7,378														
2-3・3-1	中部国際医療センター・保健センター・子育て世 代包括支援センター整備事業	健康課 こども課	R1～R4	未定														
1-1・3-1	文化の森の防災拠点整備事業	防災安全課	R2～R3	77	○								○					○
1-1	公営住宅等ストック総合改善事業	都市計画課	R3～R7	300														
1-1	空家等対策事業	都市計画課	R3～R7	30														
1-1	美濃大田駅周辺市街地再開発事業	都市整備課	R3～R12	未定														
1-1	美濃大田駅周辺整備事業	都市整備課	R3～R12	未定														
1-1	Walkable City推進事業	企画課	R3～R7	5														
1-1・2-1・2-3・4-2	無電柱化推進事業	都市整備課	R3～R7	200														
1-1	都市公園整備事業 (井戸畑公園、神明公園)	土木課	R2～R5	104														
1-1・2-1	牧野ふれあい広場整備事業	スポーツ振興課	R2～R6	838														
1-1・2-1	前平(総合)公園整備事業	スポーツ振興課	R2～R6	368														
1-1・2-3	消防施設整備事業 消防ポンプ車整備事業	防災安全課	R5～R12	152														
1-1	小中学校体育館非構造部材耐震補強工事	教育総務課	R3～R6	52														○
1-2	加茂川、深渡川ほか岐阜県管理河川の整備促 進	岐阜県																
1-2・6-1	新丸山タムの整備促進	国土交通省	S61～R11	200,000														
1-2	下水道整備事業(雨水) (今泉第2、今泉第1排水区)	上下水道課	R3～R7	168														
1-2	下水道整備事業(雨水) (小山排水区)	上下水道課	R3～R7	316														
1-2	雨水ポンプ場設備更新事業	上下水道課	R3～R7	350														
1-2	雨水マンホール蓋更新事業	上下水道課	R3～R7	17														
1-2・6-2	里山整備事業	農林課	R3～R7	350														
1-3	急傾斜地崩壊対策事業	岐阜県																
1-3	砂防及び治山事業等(急傾斜地崩壊対策事業)	土木課	H28～R10	250														
2-1・3-1	指定避難所の整備 (下米田交流センター、蜂屋交流センター)	生涯学習課	未定	未定														
2-1・2-5・3-1	指定避難所自家用発電設備整備(総合福祉会 館)	福祉課	未定	未定														
2-1・2-5・3-1	発達支援センター整備事業	福祉課 こども課	R4～R6	240														
2-1・2-5・3-1	防災拠点施設の整備	防災安全課	R3～R7	未定														
2-5・5-1	公共避難所防災井戸整備事業	防災安全課	R3～R7	12														
2-1・5-1	(防災拠点整備) 地域マイクログリッド構築事業	産業振興課	R3～R5	未定				○										
2-1・5-1	水道老朽管更新事業	上下水道課	R2～R4	374														
2-1・5-1	汚水マンホールポンプ設備更新事業	上下水道課	R3～R7	188														

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策・事業名	担当課	事業期間	概算 総事業費 (百万円)	個別施策分野										横断的分野			
					(1) 交通・ 物流	(2) 地域 保全	(3) 農林 水産	(4) 都市・ 住宅/ 土地利 用	(5) 保健医 療・福 祉	(6) 産業	(7) ライフ ライン・ 情報通 信	(8) 行政 機能	(9) 環境	(10) リスク コミュニ ケー ション/ 防災教 育・人 材育成	(11) 官民 連携	(12) メン テナ ンス・ 老朽化 対策		
2-1-2-3-2-4-3-1・ 4-2-4-3-5-2-7-3	東海環状自動車道整備促進(4車線化)	国土交通省																
2-1-2-3-2-4-3-1・ 4-2-4-3-5-2-7-3	国道41号整備促進 (4車線化)	国土交通省																
2-1-2-3-2-4-3-1・ 4-2-4-3-5-2-7-3	国道21号整備促進 (4車線化、渋滞対策)	国土交通省																
2-1-2-3-2-4-3-1・ 4-2-4-3-5-2-7-3	国道248号整備促進 (渋滞対策)	岐阜県																
2-1-2-3-2-4-3-1・ 4-2-4-3-5-2-7-3	国道418号整備促進 (交通安全、渋滞対策)	岐阜県																
2-1-2-3-2-4-3-1・ 4-2-4-3-5-2-7-3	(主)富加七宗線(伊深工区)整備促進	岐阜県																
2-1-2-2-2-3-2-4- 3-1-4-2-4-3-5-2-7-3	(主)美濃川辺線整備促進	岐阜県																
2-1-2-3-2-4-3-1・ 4-2-4-3-5-2-7-3	(主)可児金山線整備促進 (防災、交通安全、渋滞対策)	岐阜県																
2-1-2-2-2-3-2-4- 4-2-4-3-5-2	一般道路改修事業 (スカイロード2号線)	土木課	R2-R6	356														
2-1-2-2-2-3-2-4- 4-2-4-3-5-2	一般道路改修事業 (笠屋敷田畑線)	土木課	H30-R5	161														
2-1-2-2-2-3-2-4- 4-2-4-3-5-2	一般道路改修事業 (下別友南坂線)	土木課	H31-R3	230														
2-1-2-3-2-4-4-2- 4-3-5-2	(仮称)スカイロードインター線整備促進	都市整備課	R2-R7	600														
2-1-2-3-2-4-4-2- 4-3-5-2-7-3	木野村中線延伸整備の推進	都市計画課	R3-R7	460														
2-1-2-3-2-4-4-2- 4-3-5-2	橋梁長寿命化事業	土木課	R1-R7	837														
4-2-5-2	道路長寿命化事業	土木課	R2-R7	712														
2-3-2-4	救急ワークステーションの設置	可茂消防事務組 合	R3-R6	未定														
2-3-2-5-5-1	備蓄倉庫整備事業	防災安全課	R3-R7	20														
3-1	(仮称)新古井保育園整備事業	こども課	R3-R4	1500														
4-1	市内中小企業者におけるBCPの策定	産業振興課	R3-R7	5														
4-1	新産業集積地区整備事業	都市整備課	R2-R7	未定														
4-2-5-2	あい髪バス運行事業	地域振興課	R2-R22	3,990														
4-3-6-1	ため池等整備事業	土木課	R2-R11	612														
6-2	里山活用事業	農林課	R3-R7	1,500														
7-5	地籍調査委託事業	土木課	H24-	未定														

《 用語説明 》

【あ】

液状化

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動によって液体状になる現象

応急仮設住宅

地震や水害、土砂災害といった自然災害などによって、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅

【か】

帰宅困難者

勤務先や外出先等で地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者

救急ワークステーション

本来消防署などで待機する救急車を病院に常駐させ、救急救命士や医師を乗せて出動する。素早い対応が可能になるのに加え、地域の救急業務の水準を高めるための教育方法として非常に有用であり、救急救命士等の生涯教育を推進していく上で重要な施設

業務継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。「事業継続計画」、「BCP(Business Continuity Plan の略)」ともいう。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るために、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律（平成 25 年法律第 95 号）

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第 10 条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるように策定された計画（平成 26 年 6 月策定）

【さ】

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート等をいう。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地から重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能を有する病院

災害ボランティア

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけるボランティア（自発的に他人・社会に奉仕する人または活動のこと。）

サプライチェーン

製造業で、原材料調達・生産管理・物流・販売・消費までを一つの連続した流れのことをいう。供給連鎖ともいう。

自助、共助、公助

自助：自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。

共助：家族、企業、地域コミュニティで共に助け合うこと。

公助：行政による救助、支援のこと。

重要業績指標

組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群であり、それぞれの取組で、数値化した指標など達成度合いを分かりやすく示したもの。

「K P I (Key Performance Indicator の略)」ともいう。

脆弱性（ぜいじゃくせい）

一般的には、「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

全国瞬時警報システム

「Jアラート」と呼ばれるもので、地震をはじめとする大規模災害や、武力攻撃事態又は存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報について通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市防災行政無線（防災行政無線）や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステム

【た】

地域強靱化計画（国土強靱化地域計画）

国土強靱化基本法第 13 条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

TEC-FORCE（テックフォース）

緊急災害対策派遣隊。大規模自然災害発生時に迅速な支援を行うために、国土交通省に設置された組織。被災地方公共団体等が行う被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施する。

DMAT（ディーマット）

災害時派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム

DPAT（ディーパット）

災害派遣精神医療チーム。大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を初めとする精神疾患発症の予防などを支援する専門チーム

道路啓開

緊急車両等の通行のために、1 車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦れき処理を行い、簡易な段差修正によって救援ルートを開けること。

【な】

南海トラフ

静岡県駿河湾から九州東方の日向灘沖までの約 700km に渡って続く深い溝状の地形のこと。

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災等をいう。

【は】

ハザードマップ

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人

防災行政無線

屋外拡声器や個別受信機を介して、市役所から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム

防災リーダー

災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得し、地域において自主的な防災活動を効果的に実践するために必要な調整や指導などを中心的に行う人

【ま】

密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地

【や】

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策上、特に配慮を必要とする者

【ら】

罹災証明書

地震や台風、豪雨等によって被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

リスクシナリオ

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態をいう。



美濃加茂市地域強靱化計画

令和2年12月策定

美濃加茂市建設水道部都市計画課

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1

Tel.0574-25-2111 (代表)